

平成28年11月定例会 経済委員会（付託）

平成28年12月7日（水）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

丸若委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「平成29年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針」について（資料①）
- 「とくしま障がい者雇用促進行動計画（第4期）」（案）について（資料②③）

小笠商工労働観光部長

2点、御報告させていただきます。

第1点目は、平成29年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

商工労働観光部といたしましては、平成29年度に向け、更なる活性化を図るため、県民目線、現場主義を徹底し、経済、雇用、観光の3分野におきまして、攻めと守りを織り交ぜた戦略的な施策展開を図ってまいります。

まず、持続的発展と成長でございます。

①、企業の成長力・収益力の強化では、本県の強みであるLED、4K等の産業を更に活性化する施策等を展開してまいります。

②、投資・消費の喚起では、ターゲットを絞った誘致プロモーション等を実施いたします。

③、持続的発展のための環境整備におきましては、商工団体助成事業の改善等を行ってまいります。

次に、人が紡ぐ一億総活躍社会でございます。

①、多様な人材の参画・確保におきましては、テレワークの普及促進等を行ってまいります。

②、専門性の高い人材の養成におきましては、情報通信・クリエイティブ産業人材の集中的な養成等を行い、企業ニーズに応じてまいります。

③、都市部からの人材環流におきましては、インターンシップの推進等、徳島に人を呼び込む施策を推進してまいります。

最後に交流・環流を一流へでございます。

①、誘客コンテンツの充実におきまいては、LEDデジタルアートミュージアム、阿波おどりなど、新技術と伝統を融合させる等、魅力的なコンテンツづくりを行ってまいります。

②、受入れ環境整備におきましては、観光バス運行実証等を行ってまいります。

③、とくしまブランドの発信では、本県ならではの魅力を効果的に国内外に発信してまいります。

今後とも、常に現場の声に耳を傾け、国内外の社会経済情勢や国の動向を注視し、タイムリーな経済雇用対策を提案・実施することにより、強靱でしなやかな徳島経済の一步先の未来を創造してまいります。

続きまして第2点目は、とくしま障がい者雇用促進行動計画（第4期）（案）についてでございます。

お手元に、概要版を資料2として、また、全体版を資料3としてお配りさせていただいております。このうち、資料2に基づき御説明させていただきます。

先の9月定例会の当委員会におきまして、計画の素案を御説明させていただき、御意見を賜ったところでございます。その後、パブリックコメントや、とくしま障がい者雇用促進県民会議での審議を経て、今回、最終案として取りまとめたところでございます。

計画（案）の概要でございますが、計画期間は平成29年度から平成30年度までの2年間、計画目標は民間企業の2.20%をはじめ、それぞれ法定雇用率を上回るものとしております。

また、重点項目といたしまして、障がい者雇用の促進に向けた気運の醸成、企業や業界団体との協働による障がい者雇用の推進、職場での訓練など、職場定着に向けた取組の充実を三つの柱とし、キャッチフレーズである障がい者の「働きたい」を実現し、働き続けることのできる社会の実現に向け、取り組むことといたしております。

今議会での御論議を踏まえ、年内に計画を策定いたしまして、関係機関との連携のもと、障がい者雇用率の更なる向上に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

報告につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

丸若委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

上村委員

不本意非正規の解消の問題でちょっと聞きたいと思えます。11月29日の労働者福祉ミーデーで下流老人の本を書かれた藤田孝典先生の貧困問題の講演を聞いてきたんですけども、藤田先生は格差と貧困が広がる根本原因に雇用破壊と社会保障制度の不十分さがあるというふうに言われていました。今、非正規雇用がどんどん拡大して、特に若者の2人に1人は非正規雇用、正規雇用の半分以下の所得で大学進学でも奨学金という名の、本当に何百万円もの借金を背負うような状況で、若い人にとっては結婚や出産、子育てなどは

いたくと、そういった話も出ていました。これがやっぱり少子化と人口減少につながっていると思うので、この非正規を正規への取組というのは、本当に地域の経済活性化と少子高齢化、人口減少などの問題の解決の基本だと思うんです。県内の非正規を正規化への取組については、不本意不正規の解消というふうに県は言われていますけれども、これについては今どんなふうな取組になっているんでしょうか。

それと、厚生労働省は働き方改革の一環として、非正規の若年層とか子育て中の女性を中心に正社員の転換を後押しする、そういった職業訓練の拡充策なども打ち出してきています。今、徳島県ではどんな取組となっているのか、まずこれをお聞きしたいと思います。

谷口労働雇用戦略課長

ただいま、上村委員さんから非正規雇用労働者の取組について御質問を頂きました。全国では直近の、いろんなデータがございますが、約 4 割の方が非正規で働いているというデータもございます。それで、本県におきましては少し古いデータになりますが、就業構造基本調査で約 33.7%の方が非正規ということで、非正規の割合は全国に比べては低い割合にあると言われております。

こうした中、本県では正社員の仕事がないという理由で非正規の仕事を選んだ方も多く、16.9%でございます。それ以外に自分の都合のよい時間に働きたい等の理由で非正規を選んでいる方も多々おられます。このため、県では希望する方が正規職員になれるという、不本意非正規の方の解消を目指すということを中心に、現在のところ、施策を展開しているところでございます。

そのために、企業誘致とか新たな雇用の場の創出でありますとか、新事業、新製品の開発、販路拡大等々、県内企業の経営強化、あと働きやすい職場環境、要するに結婚、出産、育児等々で非正規になられる方が多数おられます。そういうふうな働きやすい職場環境の整備、具体的に言いますとファミリー・サポート・センターの充実、これは全国初になりますが、昨年度、国の基準を満たす 50 人以上のファミリー・サポート・センターを全県整備させていただきました。さらに、ニーズの高いところで、病気のときはどうしてもお母さんのほうに偏りがちになるということで、病児・病後児のファミリー・サポート・センターのサービスの要望も大変強いものがございます。そういうことで、本年度から病児・病後児のファミリー・サポート・センターの取組を進めておりまして、24 市町村のうちの東部、板野郡 5 町でそのサービスを始めているところでございます。

また、企業の意識を変えていただくということで、子育てに優しいといいますか、そういう理解を深めていただくために県独自の制度としてはぐくみ支援制度等々を設けているところでございます。

それともう一つ、女性の正社員転換についてでございます。これにつきましては職業訓練のほうでも再質問を頂いておりますが、私どものほうも「今こそママ戦力」という、キャッチコピーはこういうネーミングになっているんですが、一旦子育て等々で離職された方々というのは再就職のときに大変不安な状況にございます。ですので、その方たちが再就職をするための基礎的なところから始まりまして、マナーアップでありますとか面接の仕方など、女性向けの再就職支援の講座というのも開催しているところでございます。

第十産業人材育成センター所長

正社員化に向けた職業訓練についてでございますが、私どもセンターでは非正規から正規になるための訓練として3事業を実施しております。一つは、県内の企業の従業員を対象とした在職者訓練、在職者の中には非正規の方にもいらっしゃいますので、それは三つのテクノスクールで実施しております。年間延べ企業数で1,000社、従業員で1,500人ぐらいが訓練を受けております。

それと、離職者を対象とした民間を活用した委託訓練が二つ目の事業でございますが、これも当センターが所管しておりますテクノスクールを実施主体として専修学校等の民間教育訓練をはじめ、大学とか事業主の幅広い教育訓練資源を活用して、離職者に対して職業訓練を実施しております。年間700名ぐらいの枠で実施しております。

それと、三つ目の事業として地域創生人材事業というのを平成27年度から実施しております。これは、厚生労働省の事業でございます。3か年、約3億円の事業を認められております。本県では全国屈指の光ブロードバンド環境を最大限に生かして、従来の公的職業訓練の枠組みでは対応できない、徳島ならではの新たな人材育成を実施しております。中身につきましてはコールセンターオペレーターやWEB技術者、あとテレワーカーなどの人材育成に取り組んでいるところでございます。

平成27年度の実績といたしまして、応募者が186名ございまして、そのうち就職した方が121名、うち正規雇用が65名というふうな状況でございます。

上村委員

いろいろ取組は進んでいるんですけど、まだ人数としては本当にもっともっと拡充をしていていただかなくてはいけないかなと思います。それで県の奨学金返還支援制度というののもどうにかできまして、今年も募集していると思うんですけども、「働かんで徳島で」というので、県内に就職する人の奨学金の返還を支援しますということで、これ、実は私のところにも対象になるんだろうかというような問合せもあったんですけども、これは所管が県立大学校ということで、商工労働観光部のほうでは詳細についてはそちらで聞いてくれという返事だったんです。今100名程度の募集をかけていますけれども、大学校に聞きましたら11月の時点で50名程度の応募があるということですが、これ今後100名程度でずっと続けていくのか、それとももう少し人数を拡充していくのか、この制度設計では商工労働観光部も一緒に関わって作っていますので、今後の奨学金返還制度の見通しとか取組について、どうお考えになっているかをちょっとお聞きしたいんですけど。

谷口労働雇用戦略課長

ただいま、奨学金返還支援制度の今後についての御質問を頂きました。委員も今お話しされましたように、庁内における制度の役割分担ということで、制度設計等々、募集までも含めましては政策創造部が、経済団体、企業等々の連携というのは私ども商工労働観光部のほうで担当させていただいているということでございます。

この制度、若者の県内における就業を促進すると共に、本県産業における雇用創出を図るという当初の大きな目的がございます。昨年の12月議会で補正予算をお認めいただき、その際に御説明させていただきましたとおり、平成27年度から5年間、毎年度基金に積み立てていくという御説明をさせていただきましたので、そのような形で進むものと認識しております。

上村委員

5年間は事業があるということですが、この先はどうされるおつもりですか。

谷口労働雇用戦略課長

5年間につきましては、奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要項に沿った国の財政制度が受けられる制度としてすると。それ以降につきましては、またその時点の御議論になろうかと思えます。

上村委員

5年後にどうなるのかというのはちょっとわかりませんが、これは是非100名と言わずにもっと拡充をしていっていただきたいなと思っています。

それと、非正規を正規にということは、我が党が常に言ってきた取組なんですけれども、今国のほうはブラック企業の規制についても大分思い切った対策をとってきているようですけれども、若い人がやっと正規で職員になれたと思ったら、実はブラック企業だったということで、過労死の問題とかもいろいろ出てきています。このブラック企業の規制というか、そういった企業に対して県としてはどういう取組をしているのか。また、県内でいわゆるブラック企業と言われるような企業がどの程度、どんなところがあるのかというようなことを、状況がわかれば是非教えていただきたいと思えます。

谷口労働雇用戦略課長

ブラック企業につきましては、労働基準法等の関係法令に違反をしている企業であるということで、県内で言いましたら労働局が県内企業の巡回とか、指導監督等を実施しているところでございます。

県におきましては、労働相談を受け付けておまして、労働者の未払賃金、突然の解雇等々の不利益に対しまして、労働者保護に係る法令等の説明を行いますと共に、労働相談の内容に応じまして、それぞれ指導監督する窓口のほうを御紹介ということをおしております。

それと、過労死のお話も少し出ました。過労死の防止法が前年度、議員立法により、遺族の方々の声にお応えしまして法律ができ、そして、それに基づきまして過労死防止大綱というものが策定されております。その過労死大綱の中では地方公共団体の役割といたしましては啓発、相談窓口で相談をする、民間の団体を統合支援するということになっておりますので、私もそれぞれ労働相談窓口のほうで対応すると共に、国と連携した広報活動、また民間の支援ということで社会保険労務士会等と連携いたしましてセミナー等を開

催しているところでございます。

上村委員

県内の企業の状況というのは、どんなふうに捉えていますか。いわゆるブラック企業と言われるような企業、県内にもあるのではないかと思うんですけど。

谷口労働雇用戦略課長

先ほど言いましたように、基本的に労働局なり労働基準監督署のほうがそのような監督を実施しております。その中で、そういう過重労働が疑われるところにつきまして、監督署がキャンペーンの間に重点的に監督をした結果が公表をされております。それによりますと四国全体で重点監督実施事業所数は230、そのうち徳島県では64の事業所に監督に入っております。その結果、四国全体では163事業所、70.9%、徳島県では44事業所、68.8%が何らかの労働基準関係法令の違犯があった事業所として公表されております。これにつきましては徳島労働局が平成28年3月31日に発表したプレス資料によります。

上村委員

企業名も公表されているということですがけれども、是非やっぱり雇用政策としてもブラック企業から若者を守るという観点からも、これをしっかり労働基準局とも連携しながら取り組んでいってほしいと思います。

それと、非正規を正規にということ、不本意非正規のところでは毎回解釈というか、捉え方が違うということでもめるんですけども、ほとんどの非正規雇用というのは正規雇用に比べて所得がうんと低いわけです。この所得を上げるという面でも不本意といわずに正規雇用を増やして、しっかり福祉制度も使えるような、そういった労働環境で働く人を増やしていくというのが徳島の地域の活性化にも非常に役に立つというか、それがなければなかなか徳島の経済というのはよくなると思うので、是非頑張ってくださいと思います。

それで、9月議会で中小企業振興条例の一部改正を行いましたけれども、まだ改正したばかりですけども、小規模事業所の持続的発展のための支援策も加えたところです。今後の具体的な取組の展開をどういうふうにご考えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

上田商工政策課長

中小企業振興条例改正後の小規模企業の振興についての方向性ということで御質問を頂いたところでございます。

今、御紹介がありましたように、9月の本委員会におきましても御論議いただきまして、中小企業振興条例の小規模企業により焦点を絞ったということで改正になったわけでございます。御案内のように、これまでもしっかりと県内企業を支援するという方針のもと、例えば本県ゆかりの人材の参画でありますとか、中小企業特別会計、ファンド等による財源の確保、また、中小企業支援のためのワンストップサービスの充実というふうなところ

で、小規模事業の振興を図ってきたところでございますけれども、条例改正を真に実のあるものとするために、今後より一層創意工夫を凝らして小規模企業に意を用いた政策展開を図ってまいりたいと、このように考えてございます。このため、先ほど御案内申し上げました特別会計でありますとか、小規模企業に最も近い存在であり、伴走型支援を日々行っていております商工団体の皆様方へのオンリーワン補助金の活用、こういったことによりまして関係者の皆様方としっかり連携して、小規模企業の支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

上村委員

小規模企業、中小企業の皆さんもやっぱり一番要望が強いのは仕事が欲しいと。特に建設業なんかは県内で仕事がなかなかないということなので、我が党は前から提案してはいますが、住宅リフォームの助成制度の拡充等、商店リフォームというんですか、商売をされている方の店舗のリフォーム、こういったものも取り組んでいる自治体もだんだんと増えてきているようなので、是非やっぱり何かそういった具体的な仕事づくりについて県としての支援を打ち出していきたいなと思うんですけれども、この点は提案として是非とどめておいてほしいなと思います。

今回、報告がありました持続的発展のための環境整備の中にも小規模企業への支援強化というのが入っていますので、是非具体的に小規模企業の皆さんの要望を聞きながら進めていっていただきたいと思います。

それで、小規模企業の皆さんからちょっとこれ、相談が多いのですけれども、マイナンバー制度の問題について、この商工労働観光部の場でも言わせていただきたいと思えます。

今、年末調整とかいろいろな書類を出す時期になっていますけれども、このマイナンバー制度が始められてから小規模な 1 人以上の従業員がいるところは全部このマイナンバーの記載というのが書類上求められてきています。この間、国もこのマイナンバーの利用を拡充するというのと、県もいろいろな制度でマイナンバー制度の利用を促進するというので取り組んでいますけれども、このマイナンバーを従業員の皆さんの分を記入すれば、当然そこでその事業所はマイナンバーの管理をするということで、非常に重い責任が加わるわけです。特に小さいところではコンピュータとかそんなのも入れていないところもありますし、保管をどうするか、もし漏れた場合には大きな重い罰則もありますので、大変困っているということをよく聞きます。いろいろ問合せもあって、私たちもどんなふうな運用をするのかということでも聞いたりもするんですけれども、特に建設業界でも親方のところで、これについてどうしたらいいのだろうか困っているということも聞くんですけれども、このマイナンバー制度が小規模の事業所の大変な負担になっているという問題について、県としてはどのように捉えて、どう対策を打とうとお考えでしょうか。

山川企業支援課長

ただいま、マイナンバーの事案について、小規模事業者の導入に係る状況等について御質問を頂いたところでございます。民間事業者におかれましては、税務関係書類、それか

ら社会保障の関係書類に従業員のマイナンバー記載のために、マイナンバーを取り扱うことになっております。この制度を円滑に進めていくために民間事業者の対応、これは不可欠でございます、これまで国の広報に合わせて内閣官房、税務署等と連携した事業者向けの説明会がありますとか、事業者が実施する研修への講師派遣、それから商工会連合会や中小企業団体中央会等の経済団体と連携した広報というのを積極的に行いまして周知広報を行ってきたところでございます。今、委員がおっしゃいましたように、それを取り入れることによって事業者が安全に管理する、こういったことも求められるわけでありまして、マイナンバー制度ということで、行政の事務の効率化、それから公平公正な社会の実現といったところで非常に有効な手段であると考えておるところでございます。また被災地支援対策におきましても大変有効な制度でありますことから、この制度を小規模事業者にできるだけ負担のないように広げていこうということで、各中小企業の支援機関でありますとか、それから団体の経営指導員さんの研修等も通しまして、平成27年度から今年度も引き続きそういう研修・広報事業等を実施しているところであります。

県といたしましては、そういうことから各事業主さんができるだけ負担を感じない、あるいはスムーズにそういった書類作成等をできるように周知広報、それからお手伝いを行ってマイナンバー制度の円滑な運営にしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

上村委員

いろいろ相談に乗ったりアドバイスをするというのは当然だと思うんですけども、一番問題になるのは、このマイナンバーの管理をすることに係る経費だと思うんです。この点では県としてはどういう負担軽減策をお持ちですか。

山川企業支援課長

この経費という話でございますが、現在、関連する中小企業支援機関、それから経済団体等から、そういう経費的な話を直接的には伺っていない状況でございますので、そういう経費も含めて、課題が挙がってきたときにそれをどう解消すべきかというのは、引き続き情報を提供していきたいと考えております。

上村委員

是非現場の声も聞いて、具体的な対策を打っていただきたいと思っております。これからますますこの問題は大きな問題になってくると思っております。我が党はマイナンバーの利用は、これは駄目ということで以前から言ってきてはいますが、現場では大変混乱が起こっているということで、実態をまず把握していただいて、要望をしっかりとくみ上げていただきたいと、このことについては取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

それから、徳島県は全国に誇れる民泊モデルを創造するというところで、この議会でも知事がシームレス民泊というのを打ち出しました。6月定例会でも民泊の推進ということが大きなテーマになって、規制緩和の先駆的な取組を徳島は進めるということで、徳島版の地方創生特区指定を始めて、いろいろ民泊モデルを創造していくという方向です。この

シームレス民泊、ほかの民泊もそうですけれども、規制緩和との関連でいろいろ課題が出てきていると思うんですけれども、この間、TPPとの関連で11月22日のTPPの特別委員会で民泊を仲介する外国企業に、日本で活動する際に国内拠点の設置を義務付けると政府は言ってきたんですけれども、これがTPPに抵触する可能性があるということで、これを取り消すといったようなことで、ちょっと紛糾したということを知っています。徳島県のシームレス民泊とか、ほかの民泊もそうですけれども、この詳細というか、どんなふうに運営をしていくのかということと、これからどんどん民泊を進めていくとどういう外国の中取次ぎの企業が入ってきたり、進出したりということも考えられると思うので、この辺の規制をどうするのか。今後の制度設計について、ちょっとどういったことを準備して考えておられるのか聞いておきたいと思います。

松崎観光政策課長

ただいま、民泊関係の規制緩和等の御質問を受けました。私どもの商工労働観光部におきましては民泊について、イベント民泊ということで今検討しておりますが、民泊本来の旅館業法等の関係につきましては、安全衛生課のほうが所管しております。県の所管といたしましては地方創生推進課のほうで徳島県民泊推進会議の設置等を行いまして、そちらのほうで議論されておりますので、ちょっと私どものほうでは詳細について回答することができないような状況でございます。

上村委員

ちょっと所管が違うというふうな感じですがけれども、これはやっぱり商工労働観光部も民泊で経済浮揚を図ろうとしているわけですから、やっぱりしっかり連携してこの民泊をどう進めるのかについては、縦割りではなくてここでも答えていただけるようにしてもらわないと困るなと思うんです。今、そういうことですぐにはお返事いただけないと思うので、今後是非検討していただきたいと思います。

それと、カジノの法案が衆議院を通過したということで、これ、うちの家族でも話題になったんですけれども、これについてちょっと見逃せないなと。徳島新聞にカジノの問題について結構大きく掲載されていまして、観光振興の問題と治安悪化と、県民の賛否が分かれているというふうな状況です。私のところにも議員になってから鳴門のカジノを進める、そういった会があって、是非カジノ法案を通していただくように御尽力いただきたいというような、そういった依頼状が毎回来ています。鳴門の商工会議所とか市のうずしお観光協会などが作る鳴門カッシーノ健康保養リゾート誘致協議会、ここがIR構想を提言して、カジノを是非進めてほしいということを要望もしているようなんですけれども、まだこのカジノ法案は通ってはいませんが、県としてこの問題についてはどういうふうに考えておられるのか、ちょっと最後にこれを聞いておきたいなと思います。

戸川国際企画課長

ただいま、カジノ法案に関する御質問を頂いております。カジノ法案につきましては、現在平成28年12月2日に衆議院に再提出されまして、昨日12月6日、衆議院本会議で可決

されたところでございます。こういった状況におきまして、これまでもカジノを含む統合型リゾートへの関心を示す国内の幾つかの地域で研究組織の設置や誘致活動が行われてきたところでございます。

今、委員からもお話がありましたように、鳴門市のほうでもそういった具体的な誘致、これからの活動に取り組まれているというような話も伺っているところであります。また関西広域連合のほうにおきましても、そういったカジノについての研究会等も設けまして、これまでも議論してきたところでございます。カジノにつきましても委員もおっしゃったように、大きな経済波及効果や地域の知名度向上など、観光を含む地域活性化の面から多くのメリットが期待されている反面、犯罪の増加に対する懸念だとか、ギャンブル依存症やマネーロンダリングの温床になるとか、賭博性を伴うことによる青少年への影響など、デメリットも指摘されているところでございます。このカジノ実現については賛否両論がありますことから、我々も世論の動向はもちろんのことですが、何よりも刑法に定められた賭博行為の禁止についても特例措置等を講じる必要もあろうかと思っております。まずはまだ国会も審議中ですので、その動向や政府内の検討をしっかりと注視していく必要があると考えております。

上村委員

想定どおりの答えですけれども、やっぱりこのカジノというのは今ラスベガスとか韓国とかもありますけれども、それほど今はやっていないようです。しかも、カジノは今おっしゃったように経済効果があるとは言いますが、それは実体経済を浮揚するものではなくて、国民から所得とか貯蓄を巻き上げて、新たな価値や技術の発展を生み出すものでも全くないので、こういうことで経済浮揚を図ろうなんていうのは本当に邪道だと、百害あって一利なしと私も思います。特に、青少年に対する影響も大きいですし、このカジノ法案を進めているところでは、カジノが通ったらそのカジノでもうけたお金の一部でギャンブル依存症の治療をするんだなんて言っていますけれども、そんなことは本末転倒だなどと思うので、今回のカジノの合法化論というのは絶対これは通してはいけないなというふうな思いでおります。ギャンブル依存症の問題もありますけれども、また多重債務の問題も今深刻になっていますし、犯罪の誘発とか反社会的集団、暴力団なんかの介入も非常に危険視されているので、これは国会の動向とか世論の動向を見定めるとかいうことではなくて、県としてはしっかりやっぱりこれはもうやらないということで、はっきり言っていただきたいなと思うんです。このことについては私の意見として申し上げて、ちょっと早めですけど、今回は終わりたいと思います。

岡本委員

関連というか、上村委員さんにいつも小規模企業のことでも質問をしていただいて感謝をしておるんですが、実は9月のときの本会議質問で、小規模企業振興の関係の新たな条例が実はできました。経済委員会、委員長をはじめ副委員長、皆さんのいろいろな熱い思いがあっただけでできたということで、大変商工関係者みんな喜んでるわけなんですけど、さっきの上村委員さんの小規模企業に関する答弁で行っちゃうと、それで終わっちゃうと、も

うはっきり言いますよ、条例ができる前とできた後の答弁は全く同じです。今の答弁は何も変わっていません。あえて言いますけど。もう一つは、補助金という流れは、実は昨日 15 分ぐらい遅れたのは東京に補助金を何千万円か頂きに行っていましたけれども、商工関係というか全てが、何年か前からほとんど県を通らない。県を通らないで直接来るんです。みんなそうなんです。何が言いたいかといたら、通らないからといってさっきの答弁じゃまずいよね。聞いてませんという話ではいけないんですよ。ただ、通ってないことはもうわかっているんですよ。でも、通ってなくてもじゃあ国にこういう流れがあつてこういうふうにしたら小規模事業者とか経済団体がしっかり頑張れるよということは、情報としては入っていると思うんですよ。だから、そこはしっかり押さえてやっていかないと、県だけポンとこっちにいてということに、今なりつつあります。そうじゃないようにこれはしっかり、県もお互いに情報を頂いて、勉強してほしいなと思います。

それで、小規模事業者のさっきの一番初めのこと、今日は質問する気がなかったのだけれども、来年の基本方針の 3 のところでいろいろ書いていただいていますよね。まず小規模企業への支援強化とあるじゃないですか。さっき答弁を頂いたのは、それはそれで有り難いんですよ。もう一回言います。条例が 10 月 24 日に議会で決まって、日にちをはっきり覚えてないけれども 10 月 30 日ぐらいから動いているんですよ。じゃ、来年どうなるのというときに、もうちょっと踏み込んだ答弁ができるんじゃないでしょうか。まだ知事の査定とかがあるんですが、できると思いますよ。できる範囲でちょっと言っていたきたいんです。

上田商工政策課長

岡本委員さんから、今、小規模企業の振興策、より具体化を持ってこの段階で発表すべきではないかという御質問を頂いたところでございます。

9 月本会議におきましても岡本委員のほうから御質問を頂いたというところで、今回の条例改正によりまして、こうした取組を更に加速させるために、起業・創業、事業承継、人材育成・確保、観光振興の視点に立って、新たに非常にきめ細やかに迅速に対応している小規模企業の皆さんの振興に努めるということを申し上げたところでございます。具体的には小規模企業に一層の焦点を当てた支援策として、小規模企業の振興枠といったものをしっかり確保するというところ。あと小規模企業の課題に対応した金融支援策ということで、新たな融資制度の創設に向けて、来年度に向けて、今鋭意検討しておるところでございます。なかなか現段階で具体的なことはちょっと申し上げにくいところがございます。ちょっと言葉だけではいけないのですけれども、小規模企業が地域経済の主役というふうなことで、その力を存分に発揮していただくことができますよう、本県経済の活性化と豊かで活気ある地域経済につながるように、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

1 週間したらもう言えるのだろうと思うのだけれども今は言いにくいかな。ただ、要するに今、頂いた小規模企業に特化した振興枠というのと、それとここの持続発展のための

環境整備というところの3番目に書いてある、経済変動、大規模災害時に備えた金融支援策というのがあるじゃないですか。これも全体ですよ。だけど、新たな金融支援策というのを何かやってくれるというのがあるか、そこはちゃんと確認しておかないとまずいなと思って今ここに立ったんですが、本当はもうわかっているのだろうと思うのだけれども。

だから、もう一遍これは約束ですよ。今言った二つのことは、ちゃんと予算の中に盛り込むということで、急に立ったからもう答弁はいいですけども。でも、そこはちゃんとしとかなないと、もう一回言うけれども、本当に条例の後と前と一つも変わってない答弁というのは非常にまずいです。

今度、来年の基本方針のところに戻るのだけれども、持続的発展のための環境整備というところの一番上に目標設定とある。もう簡単に言うけれども、商工団体助成事業における目標設定、これは来年度の基本方針になっているので、これはもうちょっと言えるよね。これだけだったらいいのか悪いのか、両方見えますから。

上田商工政策課長

商工団体助成事業における目標設定ということで、御質問を頂きました。

今、商工団体のほうへの補助金は、いわゆる根幹部分をなす人件費も含めましたベーシック補助金と、あとそれぞれの商工団体の特性に応じたオンリーワン補助金というところで、補助金を支出させていただいておるところでございます。特にオンリーワン補助金につきましては、今申し上げましたように商工団体が地域の特性に応じて創意工夫を凝らした企画した事業をコンペ方式で採択して、独創的アイデアを誘引する仕組みということで、平成19年度に創設されて、10年目を迎えるというところでございます。今いろいろな改正も加えないといけないという検討を重ねておるところでございますけれども、商工団体の頑張りに応じた支援という制度の根幹部分は残しつつ、これまで余り明確にされていなかった、それぞれの目標を、県でも今例えばいろいろな施策を推進するに当たりまして、重要業績評価指標ということでKPIでお示しをしているところでございますけれども、商工団体におかれましてはそういった頑張りを見える化するといいますか、補助金をもらって何をどう上げていくのだというふうな目標を設定して、何かより前に進むように持っていったらなというところでございます。当然県も、あとそれぞれの事業主体が目指すべき方向を共有することで、本県経済を更に未来を見据えた展開にしていけたらなというふうに考えておるところでございます。

岡本委員

目標設定の中で、大事なことなのだけれども、今の答弁だと、どうこうというのは別にして、県が目標設定するのじゃなくて各商工団体とかに目標設定を、という捉え方でいいのかな。間違っていたらいけないんですけどそれでいいの。

そういうことね。それなら、それでいいのだけれども、またさっきの補助金みたいに戻るのだけれども、何となくそういうふうに行くと、商工団体がやることはもちろんいいことなんですよ。でも何か、例えば議会のこの委員会で聞くと、いや、商工団体がやっているんですからというようなことになりかねないですよ。ずっと最近は多いな、委員長、

激励というふうに私は捉えておりますけれども、しっかりと県としても予算を組んで、そういった景気、景気はマインドというふうに言われておりますけれども、そういったところにまずは影響を与えるように、しっかりと県内企業の方々が事業に取り組めて、それが税収につながるようにつなげていかななくてはならないと考えております。

岡本委員

もう一回言うけれども、3番の持続的発展のための環境整備という三つあるので、今の答弁もそうだけれども、今の時期から来年の2月、3月に向けて、国もそうだけれども、トランプさんという存在があって、全く見えない。昔は本当に前が見えないというか本当に不透明な時代というのが正にこの三月、多分、20年か30年前のとき以上に見えないときになるんですね。もうなりかけているのだけれども、知事も大分それは言っていたけれども、そこをやっぱり見据えてもらわないいけないので、この三つ、今までの何年かより今から2か月、3か月は大事だと思います。特に最後の金融支援策のところ、ここだって従来どおりのやり方だったらいけないと思いますので、これ以上言いませんけれども、そんな今、時期なんですよ。トランプさんがあれで、それもよろしくお願いします。

ついでに立ったのであと1点だけ。僕は野球が好きなので、プロ野球、これは本当にできたらいいなと思って、プロ野球ナイター公式戦の誘致活動と書いてある。これはどこかのチームと何かあるんですか。

玉田にぎわいづくり課長

ただいまプロ野球の公式戦誘致につきまして、御質問を頂きました。一流のプロスポーツを身近に見られる環境を作るということは、にぎわいの創出、それから地域の活性化に寄与するわけだけでなく、競技力の向上にも資するということから、プロ野球の公式戦の誘致については地方にとりまして大きな意義があるものと考えております。そこで、本県のスポーツ振興の中核施設でありますオロナミンC球場の照明塔改築を契機といたしまして、プロ野球ナイター公式戦の誘致に取り組みたいと考えております。平成29年度に向けた基本方針ということでございますが、興行的条件、プロ野球選手会からの要望、それからスタジアムの更なる環境改善など、プロ野球公式戦のナイター誘致に向けた条件整備に取り組む必要があると考えております。今後、対象となった球団につきましては、開催実績でありますとか、本県との距離、そういったものも考慮しながら、誘致の働きかけを進めてまいりたいと考えております。

岡本委員

もう終わりますけれども、環境整備は全部できましたよ。もうナイターがいけなかったけれども、全部できたので、こうやって書いてくれたら必ずあるように思う。改築をやったなかったということのないように、公式戦のナイターができるようにというか、今までは無理だったんですよ。鳴門ももうじき完成するよね。それはもう絶対条件がそろっているんで、書いてくれているので巨人・阪神でもあるのかなと思ったけれども、カードはどこにしても少なくともそこで盛り上げてくださいよ。普通のオープン戦と全然違うから、

特にナイターの公式戦というのは本当に違うんですよ。でも、それを書いているから、みんなで頑張ってくださいよ。見に行きますから、よろしく。

重清委員

今のナイターの件ですけど、これを聞こうと思ったんですけど、これ前も鳴門球場を95メートルにやって公式戦をしようと言って、これであのときも来たんですか。これだけではできませんということで、91メートルから95メートルに外野を広げて鳴門球場を変えたんですけど、ここら辺がこんなことをやって本当に来るのかという話で。最近徳島ではプロ野球のキャンプも何も来てくれないし、ここら辺に対してどういうふうにしたら来られるのかと。昼間の公式戦も一緒ですけど、どのようにしたら来てくれるのか、こういう活動を現実に最近しているのかどうか。ここら辺を本当にやるのだったら来てほしいです。

それと今、ここだけナイターを変えたんだけど、今、インディゴソックスは蔵本でナイターをやっているでしょう。暗いんですけど、あれも一応プロ野球なんです。今県の球場としては鳴門、蔵本、それと阿南、三つが県営で造ったと思うんですけど、もうちょっとナイター設備を充実するとか、どこでやるのかわからないけれども、これが徳島ブランドというのだったら、ここら辺をもうちょっとしっかりとした対策を取れておるのかどうか。いつも工事するだけで終わって、何とかやると言ってもプロ野球でいっことも来ないじゃないか。これ本当にちょっと真剣に考えてほしいんですけど。

玉田にぎわいづくり課長

ただいま、プロ野球公式戦の誘致の取組について御質問を頂きました。現在の取組の現状といたしましては、毎年春に松山市のほうでヤクルトの主催でプロ野球公式戦が開催されております。そちらのほうに私どもの職員が出向きまして、球団関係者と接触をして顔つなぎというふうなことをしております。それからあとは、誘致に必要な条件整備等がありますので、今現在は情報収集を行いますと共に、庁内の関係課と協議を行っているところでございます。

重清委員

ここでやるかどうかはわからないんですけど、この条件整備がキャンプ地も一緒なんです。オリンピックのあれも。一体いつまでに条件がこういうのですよというのが分かるんだと。もうとっくに分かって、それに対する対策を講じていかないと間に合わんじゃないかと言うんですけど、いろいろラグビーにしたって一緒。同じ問題点を何年かしてから指摘されてまだできておりません。それで何も来ませんでしたということになるんじゃないですかと思っておるんですよ。このまま行っていたら。ですから、これも一緒にプロ野球のナイターが本当に来てほしいんですけど、単純にナイター設備を付けただけで来るのか。みんな松山に行くんじゃないで話をするんだったら東京に行かないといけない。何で松山に来たときについでに話をするんだという話で。もっと真剣にいかなかったら、部長ぐらい動いているのかなと思うんですけど、本当にこれはここまで挙げてやるのだったら呼んでください。こうやって工事費もかけてしながら、それで夢だけで来なかったというので

は。鳴門は待っておるんですよ本当に。ここと違うかもわからないけど、これに書いておるけど、徳島ブランドと言って、ここら辺をやっぱりきちんとしてほしいと。それとやっぱり蔵本球場は暗いですよ。それだったらこっちへ変えるんだと。インディゴソックスはプロ野球ですよ。本気で呼んでください。どういう心意気でおるのか、担当というか、誰か答えていただけますか。

仁木商工労働観光部次長

プロ野球公式戦ナイターへの誘致ということでございます。松山のほうへの働き、顔つなぎということで御答弁を申し上げましたけれども、やはり本当に誘致に結び付くところにしっかりと何回も何回も誘致の活動をしていかなければいけないということが、本当に必要なことであると思います。その必要な条件の部分も改めてしっかりと整理をし直しまして、結果に結び付くような形でこの誘致活動をしっかりと働きかけていければと思います。ナイター設備につきましても、鳴門の球場につきましては新しくプロ野球の仕様のものででき上がってくるということでございます。そういった箱の整備ができてまいりますので、今度はその中に入るものが実現をしないといけないと思いますので、頑張っって誘致活動を進めてまいりたいと思います。

重清委員

しっかりやってほしいですけども、今、誘致の条件というのが、今の鳴門球場はナイターだけではなく、サブグラウンドの問題、室内練習場とか観客席の問題とかいろいろあるけど、全てクリアできておるんですね。一番はそこですよ。

玉田にぎわいづくり課長

ただいま、重清委員のほうから施設のほうの施設がまだ不十分ではないかと御質問を頂きました。確かに今、鳴門オロナミンCスタジアムの観客数が1万8,600人ということで、プロ野球の興業として1万8,600人ということで誘致が可能かどうか。あるいは、プロ野球選手会からも、先ほども申しましたけれども要望ということで、外野のフェンス、ラバーフェンス、こちらを改修すること、あるいはシャワー室とか機械室、更衣室の整備とかということが誘致のほうの交渉をする中の条件になってくるかというふうに考えております。また県土整備部のほうとも連携をしながらプロ野球誘致が実現できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

重清委員

本当に、まだまだわからないでは話にならない。これができるように整備もしますと言って、ここで今ナイターのこれができたので来てくれますと、条件整備は整いましたと。ですから今、交渉に行きますと。行ったら観客席が少ないじゃないか、何だかんだと言われて、これで終わってしまうじゃないですかという話ですよ。またそれを造るまで待っておるんですかという話。本気で呼ぶのだったら、それだけの体制をとったらどうですか。ちょっとずつ変えていって、まだ駄目です、駄目です、そうじゃないでしょう。本気で呼

ぶのだったらもうちょっと考えたらどうですか。あそこの施設はもう古いですよ。四国でも一番古いです。どのようにしたらプロ野球が来てくれるか、こちら辺をやっぱり本気で考えなかったら、本当に来てくれますか、自信はありますか仁木次長。ありますと言い切ってくれたらやめますけど。部長でもいいですけど。今の施設で本当にナイターを呼んできますと、ナイターが来るんだったら昼間も呼んできてくださいというので、そんなので東京まで行かなくても近くに阪神があるでしょう、オリックスがあるでしょう。向こうに渡ったら広島があるじゃないですか。こっちから声をかけるべきではないかと思えますけど。いろいろもう一度検討して全力で誘致をやっていただけますか。キャンプも一緒ですよ。いろんな面で本当にできるかどうか、やらないといけないのではないですか。こちら辺を一回答弁してください。

小笠商工労働観光部長

資料に記載しておりますけれども、プロ野球ナイター公式戦誘致活動ということで、現時点において具体的に試合の開催が決まっているというものではございませんけれども、オープン戦で言えば、かつて日本ハムが鳴門球場のほうで試合もしておりました。ただ、当時はオープン戦ということで、プロ野球の公式戦の要件を満たしているということではなかったわけでありませう。

いろいろ公式戦を開催するに当たって要件があるわけがございますけれども、今回、照明設備が完成するというので、大きなネックになっていた要件はクリアできそうだというので、これを機にプロ野球の公式戦、ナイターでの誘致というのを目指していきたいというふうに思っております。

我々がこういったナイターを誘致したいと思うことはもう御案内のとおりでございますけれども、やはり徳島に多くの人に来ていただきたいということで、観光という視点も入れながら公式戦をやったら有り難いなというふうに思っております。それで、球団も具体的にないわけがございますけれども、お話にございましたけれども、関西、それから広島という話もございました。それから、いわゆる地方で試合することが好ましい球団といえますか、地方に多く出られている球団、それから地元で定着している球団、いろいろあるかと思えます。12球団あるわけがございますけれども、そういった球団の特性を捉える中で本県に注目していただけるような球団と話を進めていきたいと思っております。我々も具体的に決まっているわけではございませんけれども、真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

重清委員

しっかりと取り組んでいただきたいんですけど、このプロ野球の誘致というのはここで観光を引っくるめてやるんですか。いろんな面でプロ野球とかいろんなスポーツを呼びたいということでやっているんですけど、これらは違うところでやるの。スポーツ関係では、こういう分け方をしているのですか。ナイターの設備の予算は県土整備部でしょう。ですけど、このシステムはちょっと、最近の経済委員会はわかりにくくなっておるんですけど、何でこれだけここで、ほかのはしていないのでしょうか。ラグビーにしたって、いろんな

キャンプとか、オリンピック関係とか、ここではないんでしょう。ちょっとここだけ教えてもらえますか。

玉田にぎわいづくり課長

ただいまスポーツの関係で、特にプロ野球に関して、商工労働観光部のほうでという御質問です。私どもにぎわいづくり課ではプロスポーツを活用したにぎわいの創出といったようなことで業務をやっております。その関係で、私どもは徳島ヴォルティス、徳島インディゴソックスと、今までもそういった二つのチームを通じてにぎわいの創出に取り組んでおります。さらにプロ野球、プロスポーツといったようなところでにぎわいづくり課、商工労働観光部のほうで取り組んでいるところでございます。

その他、例えばアマチュアスポーツ、ワールドマスターズゲームズ、それから東京オリンピック・パラリンピックを見据えたようなキャンプ地誘致というふうなところにつきましては県民環境部のほうで取り組んでいるところでございます。

重清委員

こういうプロ関係はここでやっておるということですので、しっかりと成果を出していただきたいと要望して終わります。

庄野委員

プロ野球のことをちょっと聞こうかなと思ったんですけど、県出身のプロ野球選手なんかも随分いますので、そういう方にもお話したりして連れてきていただきたいなと思えます。あそこの生光学園の先生も駒沢大学のつながりで、中畑さんとかいろいろ元選手らと交流もかなりあるみたいなので、そういう県の野球の関係者とも連携を深めて、是非誘致していただきたいなという気持ちでいっぱいでございます。

それと、あとこの中に免税店というのがあるんですけども、受入れ環境整備の中で免税店というものは、どういうことになるのか説明していただきたいと思えます。何箇所かこれを作るといったことなのか。

それからあと、私もいろんな地方の都市とか出張で行ったりしたら免税店というのに少し行ったりするときもあるんですけども、あれって大体何を免税しておるのか、消費税か。どういう形でこの免税店というのがここに出てきておるのかというのをお聞かせいただきたい。

戸川国際企画課長

ただいま、免税店についての御質問を頂いております。免税店につきましては、前提としてまず消費税が免税されるというものでございます。今年の5月1日から免税の対象となる最低購入金額が一般物品につきましては1万円以上から5,000円以上に引き下げられたところでありまして、海外直送の手続の簡素化とか、免税購入物品の免税店から直接海外の自宅や空港へ直送する場合、外国人旅行者はパスポートの提示だけで免税を受けることができるようになったということでございます。

本件につきましては、これまで市町村や市町村観光協会に対する説明とか事業者への周知依頼とかを行いまして、免税店の設置につきまして呼びかけているところがございますけれども、まだまだ少のうございます。今後より事業者の皆様にも免税店のメリットが御理解いただけるように、あらゆる機会を通じまして使いやすい実効性のある支援を考えまして、更なる免税店の拡大に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

庄野委員

そうしたら、よく中国とかから爆買いとかでいっぱい来て買っていますけれども、あの方々は、例えばデパートとかで買ったり、量販店とかで買ったやつなんかは消費税は掛かっていないんですか。これからは掛からないということですか。

戸川国際企画課長

今の中国の爆買いの状況とかの質問でございますけれども、多くの方が爆買いされている状況のああいって VTR のシーンとかは、多分多くのそういった方は免税手続きを受けられて購入された方だと思われまます。そういった免税手続きを全ての店舗ができるわけではございませんので、そういった手続きができるところを多分多く使われているものと思われまます。

庄野委員

消費税が外国人の旅行者の方々に免税されるということで、その呼びかけを、例えばそごうさんとか、そうしたところにこれから県のほうの商工労働観光部が、免税の窓口を作ってくださいよということと呼びかけていくということなんですか。そして、外国の旅行者が来て買った場合にそういう免税を受ける施設を多く提供できるように進めていきたいという、おもてなしということなんですね。わかりました。

それとあと、ここに通訳ボランティアの拡充というのがあるんですけども、通訳のボランティアといたらかなり幅が広いなというふうに思います。例えば中国語であるとか、英語であるとか、韓国語も含めて、そうした通訳の方々をどんな形で拡充していくのか。いろんな市町村をお願いをしたり、また、いろんな団体もあるんでしょうけども、どういう形でこれを拡充して、主にどういう言語の通訳をどういうところに配置をしたいなというふうに考えているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。四国八十八箇所霊場めぐりとかもあるでしょうし、そういう部分、どんな形で拡充をしていこうとしているのか。

それとあと、現在どのぐらいそういう方々がいて活動されているのかというのを、少し教えてください。

戸川国際企画課長

ただいま、ボランティア通訳の件につきまして質問を頂いております。我々といいたしましても外国人旅行者等が言葉の壁に遭遇した際に、積極的に通訳等を介しまして、安心して旅行を楽しんでもらえるよう、外国人旅行者接遇の向上による小さな親切運動の普及、そういうのを目指しております。この趣旨に賛同した方を日本政府観光局のほうにおきま

しても善意通訳、グッドウィルガイドとして登録しているところでございます。

応募資格としましては、18歳以上で、善意通訳普及運動の趣旨を理解している人で、外国語で簡単な道案内ができる程度の語学力が必要とされております。それで、あくまでも善意通訳の普及につきましては、個人ベースの善意の活動ということになっておりますので、善意通訳に登録された方が団体単位でより積極的な活動をするための善意通訳組織、S G Gという団体を全国各地で発足して活動をしているところです。

そこで、徳島県といたしましても、県内全域で活動する通訳ボランティア団体、これがなかったことですから、今年の3月25日に善意通訳組織、徳島G Gクラブというのを発足させました。現在、会員数は73名おります。その事務局は、当面の間は徳島県の国際企画課のほうで担当しております。いずれはこの組織が成熟しましたら、そちらのほうに引き渡したいと思っておりますけれども、現在のところは立ち上げたばかりなので、県のほうで事務局を担当して活動しております。

それから、活動状況ですけれども、今年海外からクルーズ船が小松島港に寄港した経緯がございました。そのときはおもてなし通訳の活動、それからこの前、西部のほうでラフティングがありましたけれども、そちらのほうでも通訳とか、阿波おどりの際に駅前での観光案内だとか、そういったところで活躍を頂いております。

今後、更にこういった善意通訳の活動を増やしていきまして、そういった活動の場がまた増えてくるものと思われまますので、我々といたしましてもこの善意通訳につきましては周知も図りまして会員数も増やしていきたいと考えております。

庄野委員

徳島G Gクラブと言う、わかりました。当面は国際企画課のほうで事務を担当して増やしていくということなので、頑張っていたきたいというふうに思うんですが、英語とか中国語、G Gクラブの方々はどういう言語をしゃべれる方々がいらっしゃるのかな。あと、ボランティアということなので、G Gクラブに入っておったら食べていけるというわけではないので、どういう職種の方々、それから年齢とか、もしわかれば教えていただきたいと思えます。

戸川国際企画課長

G Gクラブの内訳等の質問でございます。まず、通訳の言語の内訳等でございますけれども、やはり英語の通訳をされる方が圧倒的に多い状況でございます。あとは中国語がその次、これも英語と比べましたらかなりの差があります。あとは、ドイツ語とかフランス語とか、これはごく少数でございます。現在のところはやはり英語が一番多いというところでございます。

年齢等につきましては、18歳以上ということとさせていただきます。今の会員の正確な数字は持っておりませんが、20代の方からお年寄りの方まで、会員としては加入を頂いております。

あくまでもこれはボランティアということになっておりますので、職種も平日はいろいろな仕事を持っておられる方もいますし、専業主婦をされておられる方もおりますし、職種

はまちまちでございます。あくまでもこれは善意という観点で、ボランティアという形でやっておりますので、そういったことになっております。

庄野委員

またそういう方々を幅広く広げていっていただいて、いざ何かイベントがあるときにはその方々に来ていただいてやるということなのですが、例えば池田のほうまでラフティングに通訳に行ってくれといったら、自費で行くんですか。何らかの、交通費ぐらいはあるんですか。

戸川国際企画課長

ただいま、交通費はどうなのかという御質問でございますけれども、あくまでもこれは善意ということでございますので、交通費等は出ないと、あらかじめそういったことも周知をさせていただいております。交通費等は出ませんが、そういったイベントで参加できる方はお願いしますということで案内をしておるところでございます。

庄野委員

ちょっと気の毒な気がしますけれども、今後やっぱりそういう組織運営をしていくのであれば、最低やっぱり、日当とまではいかないかもわからないけど、例えば徳島市の言語にたけた方が何名か池田のほうまで行くんだったら、車を運転して行って大分費用負担になるし、そこら辺をちょっと組織的には少しそういうふうなことも考えていかないと、長続きしないなというような気がいたします。そこら辺はどういう形があるのかわかりませんが、少し考えてあげたほうがいいのかなというような気が、今ちょっとしました。急にお聞きしたんであれですけども、大体通訳ボランティア、わかりました。

それとあと、今日もらったので次々に聞きますけれども、おもてなしタクシーというのは大体どういうふうなことを考えているのか。観光客がまず徳島県に入ってきて、本当にタクシーというのは、徳島県についてのイメージアップに非常に重要なんです。例えば阿波おどり空港について初めてタクシーに乗って徳島市内に向かう人も多いでしょう。また、JR徳島駅から降りて各地に向かうという人もいらっしゃるでしょう。タクシーの方々の接客というのは非常に第一印象が重要なことというのは、過去からずっとこれは言われていることではございまして、かなり向上はされているというふうにはお聞きしております。そういうおもてなしタクシーというのが、おもてなしの心を持つということは全ての方々が持っていたきたいことではございますけれども、少しこの内容をお聞きしたい。

松崎観光政策課長

おもてなしタクシーについての御質問でございます。おもてなしタクシー協議会というものも来月、できるだけ早く立ち上げて、来年4月から始まります四国デスティネーションキャンペーンというのがございます。それで多くの方が県外から来県するというので、この方たちが徳島の旅を快適に過ごしていただいて、また来たいと思っていただくように、リピーターとなっていただけのように徳島の印象を大きく左右いたしますタクシー運転者

のマナー向上について向上を図っていききたいということで、この度、制度設計をしていききたいと考えているところでございます。

内容につきましては、当然今、大きな会社のほうではかなりマナー向上というのはできておりますが、全体的に見るとやはりなかなかまだまだマナーができていないタクシーの運転手さんもいるというふうに聞いております。全体的な底上げをいきなりするのは難しいというところで、まずは模範となりますおもてなしタクシーの運転手さんを認定いたしまして、その方を目指して皆さんに頑張ってもらって全体のマナー向上につなげていききたいというふうに考えております。

庄野委員

わかりました。本当に第一印象って非常に大切に、タクシーに乗った途端に本当に嫌な感じがしたりしたら、私もそういう経験がありますので、やっぱりそこは十分育てていただきたいなと思います。

それとあと、新聞報道でございまして、徳島県が観光PRということでダイワロイネットホテル、全国の44施設で県のキャンペーンをしていただいたということであります。これの内容と、それとあと、どういう呼びかけでそのホテルが御協力を頂いたのかという経緯も含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

松崎観光政策課長

ただいま、ダイワロイネットホテルとの連携による観光キャンペーンということで、御質問を頂きました。

この連携につきまして、春先に私どもの観光部門のほうで主な宿泊施設のほうへ、出前相談のような格好で、今年の宿泊の予約状況とか、宿泊関係者の県への御要望等を聞いていく中で、ダイワロイネットの支配人の方からダイワロイネットホテルの開業1周年ということを記念しまして、ホテルのチェーン、全国展開しております44店舗で徳島県の観光誘客キャンペーンをやりたいということで、県のほうに御協力ということでお話を頂きました。

そこで、我々としましては、是非やっていただきたいということで、私どものほうからPR用グッズとしましてパンフレット、ポスター、阿波藍ののぼり、それから4Kの徳島の観光PR動画等々を提供いたしました。この11月1日から11月30日の1か月間、全国で展開しております44店舗全てで、まずロビーにおきましてポスター、パンフレット、それから阿波藍のミニのぼり、それから阿波おどりのうちわ、それからすだちくんのぬいぐるみ、それから4Kによる映像等で徳島の観光PRをしていただいたほかに、独自に朝食またはビデオオンデマンドが無料になる徳島県のホテルの宿泊特典を付けたポストカードの設置等、それから、客室におきましては、徳島の観光素材を紹介いたしました。これはダイワロイネットのほうで作っていただきましたキャンペーンのチラシを全室に配置すると、宿泊者を対象にアンケートを全室置いていただきまして、徳島の特選ブランドが153名に当たるプレゼントキャンペーンを実施しているところでございます。なお、このキャンペーンのプレゼントにつきましては、私どものほうで特選ブランドの12団体から協賛金

ということで18種の景品を提供いただいたものをプレゼントして、アンケートを実施していただいているところでございます。

ということで、このアンケートの結果につきましては今集計中ということで、この徳島に関するアンケートについて、また我々のほうで分析等をしまして、今後のキャンペーン、徳島への観光誘客の参考とさせていただきたいと思っているところでございます。

庄野委員

ありがとうございました。非常に重要なことだろうと思います。いろんなホテルにも県のほうからも出向いて、そうした努力が実を結ぶということなので、これからも地道な努力を続けていただきたいと思います。

それとあと、どのぐらいのアンケートが回収されたのかというのは、ちょっと今、数字は言わなかったけれども、このアンケートの中味というのも非常に私は重要だと思います。これについて、いろんな県からの宿泊者、それから年齢層とかもやっぱり知っておると思います。仕事で来たのかとか、そんなことだろうと思うんですけども、これをきちんとうまく分析をして、今後の展開に結び付けていただきたいと思います。これって大体1か月で44施設でどのぐらいの回収があるんですか。それが言えるんだったら回収があったのをちょっと数だけ。

松崎観光政策課長

アンケート調査の状況でございます。11月1日から11月20日までの中間報告ということで、アンケートの回収件数につきましては3,344件ということで、内容につきましては性別、年齢、出身、お住まい、それから何回徳島に訪れたことがあるとか、徳島に来る交通手段とか、徳島の主な観光地とか楽しみたいこととかという、そういうふうな徳島に来られるような興味を持っている方の動向みたいな形でアンケートを頂いております。これが20日で3,000件余りなので、最終的には5,000件を超えるぐらいの状況で、今現在ダイワロイネットのほうで集計を頂いているような状況でございます。

庄野委員

これで終わりますが、御協力いただいたホテルの方々にもお礼というか、それを続けながら、また継続してそうした誘客が増える取組を進めていただきたいと思います。

丸若委員長

午食のため休憩いたします。（12時05分）

丸若委員長

それでは、再開します。（13時03分）

質疑をどうぞ。

長尾委員

午前中の委員会で委員から質問が出たプロ野球ナイター公式戦誘致活動について、私もちょっとお聞きしたいと思います。これ、一般県民がこの文書を見れば、大変夢のある内容であって、4年後の東京オリンピック・パラリンピックに向けてもスポーツの振興、スポーツに対する関心という意味においては大変興味のある問題だと思います。夢のある話です。

ところで、私は余り野球は詳しくないのでお聞きをするわけですが、これ誘致ということを書いているんだけど、当然プロ野球はプロ野球で年間のスケジュールがオープン戦とかいろいろあって、何でも段取りがあると思うんです。ここへ書いたわけでありまして、書いたからにはというか、県としては早くていつごろ、どこの球団とは言わないけれども、早くていつの段階、遅くともいつの段階にこのプロ野球のナイターの公式戦を誘致するおつもりなのか。4年後には東京オリンピックと決まっているんだけど、直ちに来年の春からということはあるまいと思うので、少なくともプロ野球の年間スケジュール、そして皆さん方がこれから努力されることを踏まえた上で、早くてどの段階、遅くともどの段階を考えておられるのか。

玉田にぎわいづくり課長

公式戦ナイターの誘致につきまして、遅くともいつまでにとという御質問でございます。鳴門総合運動公園、オロナミンC球場につきましては、照明器具をプロ野球ナイター公式戦開催も視野に入れまして、プロ仕様化ということで工事に着手したところでございます。本年11月から外野側2基の改築工事に着手しておりまして、こちらのほうが平成30年春の供用を目指して取り組んでいるといったところでございます。この時点で照明につきましてはプロ野球でナイター公式戦が開催可能な施設になるといったところであります。誘致につきましてはそこから先といったことになろうかと思っておりますけれども、何分興業ということで、誘致につきましては相手方ということもございまして、プロ仕様化に合わせて一日も早く実施が実現できますように、プロ野球の球団関係者に対して積極的に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

長尾委員

だから、まだこれ誘致と言っても要は誘致のための環境整備がまだできていないわけでしょう。今の話だと、要は平成30年の春、今は平成28年だから来年平成29年、そして再来年の春に鳴門球場が公式戦をできる環境が整うわけだな。要は、ざっと2年間あるわけだから、平成30年の春に公式戦の環境が整いますということをもとに、どこの球団かは別に、そういう交渉をして、それで一番早い段階で言えば、ベストは平成30年の春、つまりは平成30年度の公式戦に乗っければ一番早い段階ということにまずはなるわね。そして、それまでには本当に御苦労があると思うんだけど、しかしできてみずと来ませんでしたというのだったら、金をかけても意味がないわけだから、少なくとも今説明できるのは少なくとも2年後の平成30年春を最短で言えば目指して頑張るといって、私は意気込みが大事だと思うんだけど、その点は課長は責任持って答弁できる。

玉田にぎわいづくり課長

ただいま、平成30年春を目指してプロ野球ナイター公式戦を誘致できるかといった御質問でございます。私どもとしましても、平成30年春にナイター設備が完成し、供用が開始できるということでございますので、供用が開始できましてからできるだけ早く、一日でも早く公式戦が誘致できるように全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

たしか我々の任期は平成30年の3月末だったか、4月末だった。知事も同じで平成31年か。だから、少なくとも知事の任期中に、少なくとも平成30年にできれば一番いいわけだけど、課長がちょっと今答弁したけど、部長御自身の決意も聞かせてくれませんか。

小笠商工労働観光部長

ただいま、課長のほうから決意ということでお話をさせていただきました。私といたしましても、商工労働観光部ということで、やはりにぎわいづくりという観点からもプロのナイターの誘致というのは非常に大事なものがあると思っております。そういったことで、ナイター設備が完成いたします平成30年春以降ということにはなりますけれども、我々その日を目指して全力で頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

長尾委員

国体の最下位の汚名返上のためにも、知事は県の会長でもあるから、是非そのもとで部長を中心に、課長も関係者も頑張っていて、是非県民に夢を与えていただけるよう、是非早期誘致を改めて要請しておきたいと思えます。

次に今日、説明いただいたとくしま障がい者雇用促進行動計画(第4期)の案の説明がございました。これをさっと読ませていただいて、内容趣旨はすばらしい話であります。ただ私、ちょっとこの計画策定の背景の中に、一つは徳島県が知事もいろいろ訴えている障がいのある人もない人も、共に暮らしやすい徳島づくり条例というのが、この4月から施行されたわけでありまして。それを受けてこの平成29年度、平成30年度の2年間で集中的にやるという内容であります。障がいのある人もない人も、共に暮らしやすい徳島づくり条例の文言は入っていないし、国としては障害者差別解消法ができて、かつその障害者差別解消法に基づいた合理的配慮については、これは個人とか地域とか行政とか民間とかあるけれども、基本的には行政は合理的配慮は義務づけられておるし、民間の場合は努力義務ということでもあります。この中に合理的配慮という言葉は1か所入っているけれども、私はこの中に少なくとも徳島県が作った条例、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例、総活躍という観点からも、こういった県の条例も入れるべきだと思うし、国の障害者差別解消法、さらには合理的配慮といったことをやはり入れないと、なかなか障がい者の方々の雇用も進まない原因ということもあるわけでありましてから、これを入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

谷口労働雇用戦略課長

ただいま、長尾委員さんのほうから行動計画の中味、条例ないし法律のほうが入っていないのではないかという御指摘を頂きました。私ども、障がい者雇用の促進ということを中心に考えておりましたので、その部分、配慮が欠けていたと反省しているところでございます。

また、障がい者雇用促進県民会議というのがございまして、そちらの会議では一応御了承いただいたところでございますので、会長のほうにあとの文言修正等々については一任をされております。

また、会長のほうと早期に協議をさせていただきまして、この部分、条例なり法律の盛り込みというところを再度検討させていただきたいと思っております。

長尾委員

是非文言を入れるように、早期に検討をお願いしたいと思います。

やはり、私も経験したことでありますが、私の後輩に当たる方が大変優秀な方なんです、その方が設計をする人ですが、車椅子生活になって、片一方の手もちょっと不自由になったんです。でも大変頭はいいわけで、しかしながら、再就職をするときに、やはりその会社のトイレの問題とか、車椅子でありますから段差の問題でありますとか、様々な配慮がないと到底できない。雇うほうも、うちはそういうふうになっていないから無理と、こうなるし、いやいや、それはこういう制度を使えば安くトイレの工夫とか、そういったものができるんだけど、そこまであえてするというのもなかなか会社側も大変。だけど、今回のこの計画の中ではそういう障がい者の方々が働きやすい環境を民間の会社にも要請もし、当然行政は率先して、まず隗より始めよで、しっかりやる必要があると思うわけです。この辺の合理的な配慮ということをしつかりと盛り込み、強調しないと、なかなか雇った後、改善するというのではなくて、やはり雇う前、もしくは雇用する話の段階からこういったことがきちっとされていけば、障がい者の方が様々な障がいに応じて、お互いがやりやすいというようなこともあろうかと思うので、特にこの合理的な配慮ということを行行政も、そして民間の事業者、経営者の方にも話をする。それであれば個人ももっと前向きな仕事の取組もできるということで、特に合理的な配慮というのを徳島県は条例も作って4月からやっているわけにありますから、こういうふうにもそこも強調してもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

谷口労働雇用戦略課長

正に委員がおっしゃるとおりでございまして、合理的配慮というのを、私どももその周知等々については労働局と一緒に努めてきたところでございますが、正に事例でお話しいただきました、働く方、障がいを持たれた方が働く場合の不便さという視点がちょっと欠けておりましたので、その点、十分に見直しのほうを検討させていただきます。

長尾委員

是非よろしくをお願いしたいと思います。

それから、次に、今日御説明いただいたこの基本方針であります。その中の真ん中の多様な人材の参画確保では、この三つ目の障がい者の就労支援ということで、今申し上げたわけでありまして。この3番目の都市部からの人材還流ということで、U・I・Jターン人材の就職支援というのがございます。大変本県で有名なのは上勝町の葉っぱビジネスと神山町のサテライト、サテライトも神山町のみならず日和佐町、美波町とか、あと県下各地に広がっているわけがございます。先日神山町に私もいろいろ皆さんにも御協力を頂いて見てまいったわけでありまして、今、神山町は16社、美波町が15社、集積をしてきているというのは大変すばらしいお話であります。わずかであるけれども、神山町なんかは転入転出の自然増ということではすごいことだと思うんですが、ただ問題は、そのときに2社ほど訪問して話を聞いた中で、悩みは何かというと、若い人が来ても住む家がない、住居がない。一瞬、あれ、空き家というのはあるんじゃないのと、こう安易に思うんだけど、ないと。かといって、そうしたら町営住宅を新たに建てるかということ、これまた大変な負担もかかる。結局ああいう会社というのは、人だけ動かして、そういう仕事をする場なんていうのは本当に古い家を借りて、大変安い家賃で借りて、改造もどうぞというような感じで、牛小屋がそのままの古い家の中に鉄骨のシェルターみたいなガラスで組んだ中で仕事をしているというわけです。その横の民家に社員が、東京の新入社員を社員研修の場にしてやっているという、すごい御説明を聞いたわけです。要は社員寮はどうかということ、やっぱりなかなかそういうITとかそういうところの会社というのは、なかなかそういうところまで手を出さない。非常に難しい話で、また美波町なんかでも聞いたけど、結局田舎の人というのは、都市部と違ってどんどん家を貸すとかいうことに抵抗があって、知らない人には貸せない、売らないというような、家を売るとかいうのはどうかということになったりして、そういう意味では神山町のある会社の社長は、本当に圧倒的に住むところが足りないという話をしておりました。だから、就職支援という中に住宅を手配しなくちゃなかなか難しい。この辺を町だけに任すのか、県も今実際その辺のところはどういうふうにしようとしているのか、また実際、足りないということを確認されておるのか、その辺のところはどういうふうに見ておるんですか。

山川企業支援課長

今、長尾委員のほうからサテライトオフィス等で本県に来られた方の従業員の宿舎について、どういう認識かということだったと思います。徳島県では、そもそもサテライトオフィスというのは地方創生局のほうの主となって、私どもが連携して誘致に努めてまいっているところがございます。その住居の話というのは当然いろんな形で出てきます。基本的にはいろいろ企業さんからお話があったとき、事務所の場所、それから住居の場所というのは不動産屋さんとその都度、その都度タッグをしながら、ワンストップサービスで私どもの課としては対応させていただきます。

それから今、空き家の利用という話がありました。こちらにつきましてはこれも情報を聞いてきたところでは県土整備部のほうで、徳島県の住宅供給公社というのがございます。そちらのほうで県内の空き家等の情報の一元化を目指して、いろいろな取組を進められているところではございますが、今、委員から御指摘がありましたように、例えば来

られている従業員の人が本当に地域に受け入れられるような人かどうかという判定をまずしたいという思い。それから、大家さんが貸したいかどうかという思い。それから、その家が、もし貸して何か、例えばボロッとなって住んでいる人に御迷惑をかけるかもしれないという、こういう幾つか障がいとか、クリアしないといけないものがありまして、なかなか各市町でうまく一元的に空き家情報がポンポンと載るといった状態ではないみたいなどころでございます。

そういったところでも、やはり地元の理解、こういう本当に誘致が進んできていて、神山町であれば16社、美波町15社ということで、それぞれ誘致が進んできておりますので、そういう状況変化もございます。それから、空き家についても鑑定人というのを住宅供給公社のほうで作られまして、空き家を調べて、いろいろ使えるものもありますよとピックアップもされておりますので、またそういう情報を折々私どもも集めて連携して、そういう誘致企業さんに提供できるようにしたいと思っております。

長尾委員

今の課長が言ったことが全部できればうまくいくんだろうけど、現実には、例えば神山町は不動産屋さんには1件もない。美波町は知らないけれども、確かに不動産屋さんというのがあれば、うまく調整したり登録したり、話をしてくれると思うんだけど、ないところは誰がするんだと。そこにやっぱり町も信用の問題とかがあると、町なんかも関わったり、県もそこと連携をとったり、さっきの県土整備部が住宅供給公社か、そこでやる空き家の調整ができるとか、その辺のうまいことネットワークがないとうまく進まないと思うんだよ。単にこういう就職支援という、やっぱり肝心なのは住むところというのが基本だと思うので、是非ここのマッチングとかいうか、うまくできるようなシステムを是非早急に作ることがより一層サテライトの誘致にもつながると思うわけでありまして。そこに県土整備部、商工労働観光部、それから政策創造部、その3部によるそういう住宅の調整のシステムを作る検討の場とか連携の場とかがあればいいけれども、それはきちっとやったほうがいいんじゃないかと思うんだけど、その辺、部長はどうですか。

小笠商工労働観光部長

県外から本県のほうに、今、神山町、美波町というお話が出ておりますけれども、県内、いろんなところに最近企業さんがサテライトオフィスという形で多く来られております。来る過程といたしますか、最初は少人数で来られて、徐々に増やしていくというようなケースもありますし、また、最初から一定の社員の方が来られるというふうなこともございます。来られる企業によってケース、それぞれあるかと思っております。そういったケースに我々是对応するというところでございまして、まずは空き家の状況を調べる。空き家とか住めるところをしっかりと把握するというようなことが必要なんだろうと思っております。その情報を相手さんに伝えるという役割、そういった役割を担っておるのが、今お話が出ましたけれども、県庁内で言えば県土整備部と我が商工労働観光部と政策創造部ということになるかと思っております。さらに言えば、やはり市町村が一番情報については詳しいということになるかと思っております。したがって、市町村なくしてこの話という

のはなかなか進まないということになろうかなと思います。

あと、神山町の場合ですとグリーンバレーとか、そういったところが中心になってやっ
ていただいているというようなこともございます。確かに不動産屋さんというのはないん
ですけれども、そこに情報が集まっているというようなこともございます。いわゆる情報
を持っている立場の方、それから動かなければならない立場の方、そういった方がやはり
それぞれの情報を持ち寄って、解決策を見いだしていくということが必要だろうと思っ
ております。今まで連携していなかったのかということではなく、我々としても連携しな
がらやってきたつもりではございますけれども、なお今後とも連携を強めながらやっ
ていこうと思っております。

長尾委員

今までやっていないということだとは私も思っていないが、なお一層創意工夫が、そ
の社長さんの話の中から、そういう話が出たわけでありますから、逆にそういうこ
と町も県も手当ができておれば、そういう話は、いややってくれますよとなるわけです。
今後そういう県内に既に合計すれば何十社とあるところが、今後さらに人間関係とかで声
を掛ける場合、掛けてもらう場合にそういうこともきちっとできているよと、そうなれば、
みんな安心して来られるわけでありますから、是非その点をお願いしたいと思います。

それから、この基本方針の中で持続的発展と企業の成長力、収益力の強化の中で、攻め
の海外販路開拓推進というところがあるんだけど、今日の午前中にも出ましたけれども、
今、結構トップセールスというのをやっているわけです。今、徳島の場合は台湾とか、上
海は県の職員も行っているんだけど、上海、台湾、香港、そういったところはたしか交流
もしたり、ビジネスとかいう場も県も持っているという記憶があるんだけど、その辺
の状況がどうなっているのか。

さらには、もう一步南側の、いわゆる東南アジア、中国から向こうへ行くとベトナムや
タイやインドネシアやマレーシアやシンガポール、そういうあたりの方々も大変日本に
来られている。徳島にも毎年国際交流議員連盟で県内の学生さんによる日本語弁論大会とい
うのをやっても、そういう地域の人たちが来て発言をする。そんなことを考えますと、そ
ういったところへのトップセールスも必要だと思うし、特に阿波おどりの海外派遣につ
いては助成もするという制度も作ったわけでありますから、そういったところに阿波おど
りを派遣するといったことも含めてどういうふう考えておるのか、教えてもらいたいと思
います。

戸川国際企画課長

ただいま、長尾委員のほうからトップセールスの状況、それから東南アジアに対する
インバウンドの取り組み方について質問を頂いております。まず最初に、トップセールスの
状況でございますけれども、本県への外国人の誘客を推進する上で、県幹部が直接現地の
ほうへ向かいまして、そこでセールス活動を行いまして、本県の誘客推進に対する姿勢を
示し、そして本県に関心を持ってもらうことにつきましては、現地の関係機関との連携強
化につながる有効な手段であると私どもは考えております。今年度におきましても8月の

関西広域連合のほうで実施いたしました台湾、香港に対する観光プロモーションにおきましては、海野副知事が参加いたしましたして、ほかの知事、副知事と共に現地の関係機関、政府関係機関、旅行会社等にセールスを行いまして、広く関西、それから本県徳島の観光PRを行ったところでございます。

それから、この10月におきましてはシンガポールにおきまして開催されました、日本と国交樹立50周年を記念いたしましたS J 50MATSURIというのがありまして、その式典やパレードに海野副知事が出席いたしましたして、2日間で10万人を超える来場者に阿波おどりを御披露すると共に、4K映像を用いまして徳島県の豊かな自然や観光、伝統文化についてその魅力を発信してきたところでございます。

それからさらに、11月には香港におきまして、日本総領事館によります日本秋祭 in 香港の一環として、徳島県観光交流セミナーというのを開催いたしましたして、こちらも海野副知事のほうから現地のメディアと旅行会社に対しまして、徳島県の魅力ある観光とか食材につきましてアピールしたところでございます。今年は今のところ、こういった状況でございますけれども、今後とも県幹部によりますトップセールスは非常に効果的なものと思われまますので、そういったいろんな効果的な手法も組み合わせることで、徳島県の魅力を世界に発信していきたいと考えております。

それから、ベトナムとかタイとか、こういった東南アジアに対する取組というところでございます。現在、徳島県における外国人の誘客に関する指標でいきますと、延べ宿泊者数というのがございまして、現在では上位は平成27年度でございますけれども、香港、中国、台湾、アメリカ、韓国、東アジアが中心となっております。今後、更なる誘客を推進していく上では、これらに加えまして東南アジアとか欧米への取組が重要になっていくものと私どもは考えております。東南アジアにつきましては近年経済成長が著しく、海外旅行者が増加すると共に、国においても東南アジア各国からの訪日ビザを相次いで緩和しているところでもございますので、今後の伸びに期待している有力市場であると私たちは捉えております。

県では、先ほども言いましたように、今年でいきましたらシンガポールにおきましてもS J 50MATSURIでの阿波おどりの披露、それから4K映像での魅力の発信を行ったところでございます。

それから、国の補助事業、ビジット・ジャパン、地方連携事業というのがございまして、愛媛県とか広島県と連携いたしましたして、7月にシンガポールにおいて、現地の旅行会社向けのセミナーを開催いたしますと共に、11月にはメディアを招へいたしたファミツアーも実施したところでございます。それから、タイのほうにおきましては、SNS、ツイッターとかフェイスブックの関係ですけれども、非常にそちらも普及しているということで、こちらのほうに対しましては個人旅行者を対象に徳島県の観光とか食などを徳島県フェイスブックを活用いたしましたしてタイムリーな情報提供を行っているところでございます。

今後とも、東南アジアにつきましては重要な市場と認識しておりますので、全国で本県のみが三つの広域観光周遊ルートに選ばれているという、そういった枠組みも活用しながら現地メディア、旅行会社、それからSNSによる情報提供などによりまして、本県への誘客につなげてまいりたいと考えております。

それから、阿波おどりの派遣についてというところでございますけれども、あわ文化、阿波藍だとか人形浄瑠璃、それからベートーベンの第九と、そういった徳島県の伝統文化を発信するという、阿波おどりも含めまして、そちらも重要と私どもは認識しております。そういった伝統文化も十分東南アジアの地域のほうにも紹介を現在もしているところですが、それと共に、先ほど委員のほうからありました阿波おどりにつきましては、非常に現地のほうに聞きましてもインパクトのあるすばらしいものだという声を頂いております。現在のところ、本年度におきましても海外公演ということでロシアのほうとか、先ほど言いましたシンガポール、香港、それから台湾高雄のほうにも派遣をして披露をしたところでございます。そういったところに、派遣するだけでは、ただそれだけで終わってしまいますので、それに合わせまして、そのときに徳島県の魅力をアピールするというところで4K映像とか、それから観光パンフレットも配布いたしましてアピールを一緒に行っているところでございます。

私どもといたしましては、東南アジア、こちらのほうは非常にこれから伸びてくるところと、経済成長も著しいので、訪日客につきましては伸びが期待できると思っております。この阿波おどりの海外発信も含めまして、そういったときに海外メディアと旅行会社の旅行商品造成につなげてもらうとか、それから個人観光客にPRも行いまして外国人誘客に努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

丁寧な説明をありがとうございます。それでしっかりやってもらいたいと思うけれども、タイのあるホテルの社長さんから、タイの日本人会とか県人会の方からお話のあったことは、暖かいところに住んでいる人たちだから、日本の冬、京都の冬とか、スキーもそうかもしれないけれども、そういったものが魅力があるということのようです。かつ、そういう中で日本の秋だとか冬だとか、そういったところを楽しむということも希望している。かつ、トップセールスも期待しているという話も聞いておりますので、是非今言われたことをより推進する上でしっかりとトップセールスもやってもらいたいし、阿波おどりの派遣もやってもらい、そしてまたインバウンドとして徳島にしっかり呼ぶということ。

阿波おどりの話が出たので聞くんだけど、私も提案した秋の阿波おどり、今回の効果はどうだったのか。そしてまた、ここにも書いてあるように、阿波おどり通年化の加速というのが書いてあるんだけど、今後どのように加速をしていくのか、中身を教えていただきたいと思えます。

松崎観光政策課長

ただいま、委員のほうから秋の阿波おどりの成果、それから阿波おどりの通年化ということで御質問を頂いております。まず、秋の阿波おどりの成果ということでございます。先月11月26日、27日の2日間、開催いたしましたところでございます。来場者につきましては、昨年1万8,000人に対しまして、1日目が1万1,000人、2日目が8,000人と、それから、この度コンテストに出ていただいた県外の方の阿波おどり連、東町商店街で踊っていただいたんですけど、あいにくの雨の中ではありましたが、500名余りの方が見ていただい

たということで1万9,500人の来場者であったということでございます。

それから、これに加えまして、この度日本観光協会のほうの首都圏のほうからファムツアーということで、20社余りの旅行業者の方が来ていただきまして、全国旅行業協会の副会長さんをはじめ、千葉、茨城とか栃木とか群馬の周辺の首都圏の方が来ていただきまして、秋の阿波おどりを見ていただいて、来年のツアーにつなげていくと。それから、近辺の鳴門の大塚美術館とか、徳島市内の観光をしていただいて、来年、再来年のツアー造成に向けて十分お願いしたところでございます。

それから、通年の阿波おどりの加速化ということでございますが、これまでも春のはな・はる・フェスタ、それから夏の本番、それから、この秋の阿波おどりということでやっておりますし、徳島市で阿波おどり会館で通年やっているのと、阿波おどりの練習風景までも観光資源にしたいというところで頑張っているところでございます。通年化ということで、あと残るはやはり冬でございます。冬につきましては、やはり阿波おどり、薄着の浴衣で踊っておりますので、なかなか国内の方には誘客につなげるのは難しいかなということ。委員の御指摘のとおり春節ということでございますので、そこら辺も十分リサーチをして需要があるのか、それからどういう方法でやるのか、いろんなところでリサーチしながら今後研究していきたいと考えているところでございます。

長尾委員

秋の阿波おどりが毎年定着をし、かつ人数も増えて、中身もより豊かになっているということについては非常に評価できることだと思いますし、夏の阿波おどりはお盆、お盆というのは日本人は自分のふるさとへ帰るので、なかなか徳島まで行けない。春は連休のはな・はるでも行けるし、秋もこれで行けると。毎日、毎日踊っている阿波おどり会館がある。あと、大きな一つのイベント的には、今言われたような春節の受皿としてのそういったこと。しかしながら、これは当然阿波おどり協会の方々、本当に通年の阿波おどりで練習も必要だし、いろんな皆さん仕事もお持ちの方がやっぴりしゃるわけでありまますから、そういったところの調整ができなければ難しい話であります。だからそのあたり、今言われたような需要とか、そういうふうにできるのかどうかも含めて慎重に検討していただければと。できればそういう実現できる方向で取り組んでいただければ有り難いと、このように思いますので、今後の取組に期待をしておきます。

元木委員

私からも少し確認をさせていただきたいと思います。施策の基本方針の中で、攻めと守りを織り交ぜた戦略施策展開というような中で、一億総活躍社会の実現のための専門性の高い人材の養成という項目の中に、情報通信クリエイティブ人材の集中的な養成という内容がございます。先般も申し上げましたけれども、本県では今、生産性の高い企業が多くて、一方で労働力比率というのは全国でも下のほうというような、特殊なこういう産業構造を持っているわけでございます。女性も活躍しているという県でございます。そういう中で、今、情報通信やクリエイティブ人材の養成に特化した理由と、AI(人工知能)やIoTの時代と言われておりますけれども、これから今まで必要だった職業が、もう10年、

20年、30年後には必要なくなってくるんじゃないかといったようなやりとりも本会議でもあったわけでございますけれども、そういった点を踏まえまして、今後、本県としてどういった人材を養成していこうとお考えであるのか、詳しくお伺いできたらと思います。

山川企業支援課長

ただいま、施策の基本方針の中にございます専門性の高い人材の養成、その中の情報通信、クリエイティブ人材の集中的な養成ということについての御質問を頂いたところでございます。

そもそもどうしてこういう情報通信、クリエイティブ人材かと申しますと、現在、情報通信関連産業の集積というのが徳島県は進んでいまして、現在24事業所、今年度に入ってもう既に8事業所が集中的に誘致されているというところでございます。

そうした中で、今後もそういう方向性に企業さんが企業を呼ぶ、先ほどのサテライトオフィスもそうなんですけれども、企業さんが企業さんを呼ぶという形で、非常に好循環でいろんなところから、どちらかと言うとIT系、あるいはデジタルコンテンツなどソフト開発といったところの企業さんが本県のほうに誘致希望をされているという状況です。先ほどのお家の問題もあったんですけど、今後出てくる問題としては、そういう人材が徳島にいるのかという話が徐々に出てくる可能性がございます。そこで、ここに書かれている、あくまでもこれは来年度に向けての方向性ということなんですけど、まず、県内の人材を育てる、若手の人材でそういう系統の人材を育てる。それから、県外からそういう優秀な、すぐにでも使えるというか、雇えるような人材を呼び込むと、そういうシステムというか、そういう事業をやっていききたいなという趣旨でここには書かせていただいているわけでございます。現在、24事業所で1,200人ぐらい雇用を生んでいるんですけど、そこにはいろんな企業があるんですけど、繰り返しにはなりますが、より専門的な人材が欲せられると。それにちょっとでも早めに手を打って、人材もたくさんいますよということも同時に県内外にアピールできるような体制を作りたいというのがこの方針の方向性でございます。

元木委員

この度の本会議のやりとりの中で、伝統産業や技能の事業継承、承継についてのやり取りもございました。このやり取りというのは川島町学のブドウ園が閉鎖されて、若い担い手がいなくなって、何とか若い衆を養成してほしいというような趣旨の話で、本当に共感できる部分もあります。地元でも大工さんがもう仕事をする場所がなくなって、なかなか親方日の丸で、技能を教えたくてもなかなか教える時間も取れずに仕事も取ってこられないというようなことで、やはり一定の外部の方にそういった研修もしていただきたいというような情報もございました。こういう中で、ちょっとまず一点お伺いしたいのが、部長の答弁の中で若年者の技能向上、若者が未来の担い手を目指していく上で職業能力開発を通じて県内企業の後継者不足対策を、ハローワーク等との有機的な連携の中で進めていきたいというような話でございましたけれども、具体的には職業能力開発というのはどういった内容をイメージしておられるのか、お伺いしたいと思います。

第十産業人材育成センター所長

元木委員から伝統産業に従事する若者の育成策について御質問を頂きました。現在、若者のものづくり離れとか、技術者の高齢化により、地場産業を支える高度な技能の維持育成が危惧されております。そういうことで、私どもはそういう若い人の技能の喚起を図るということで、今年度、新規事業として若年者技能競技大会というのを11月に開催させていただきました。これは中央テクノスクールの科目を中心に、旋盤とか溶接、美容、あと理容、建築、大工、左官、6種目9部門においていろんな競技大会を実施したところでございまして、68名の方の参加がございました。

また阿波の名工という制度があるんですけども、これは35歳以上の方で、非常に技能が卓越している方、各分野1人を表彰する制度でございまして、若者のやはり技能に対する意識を高めるという意味で、35歳未満の方に対しても阿波のヤングマイスター制度という認定制度を創設したところでございまして、10月1日に制度を創設したんですけども、推薦が5名ございまして、その5名全員を認定したところでございまして。

その他、熟練者を小中学校とかのイベント等に派遣して、ものづくりに対する理解を深めるといったような事業も行っているところでございまして。

元木委員

戦後は徳島県でも長期雇用というのが大前提で、事業所の中で、あるいはものづくり企業の中での社内訓練という機能はかなり高かったと考えられますけれども、近年は事業環境が厳しくなりました、人材への投資余力が小さくなって、特に非正規の職員の方の訓練機会が少ないということもお伺いしておるところでございまして。そういった中で、先ほど御答弁いただきましたような大会、競い合うような場をもっともっと充実させていただいて、いろんな職種の方が参加しやすいような環境も作っていただいで、技能の継承につなげていただきたいと思うわけでございまして。

こういう中で、政府においては職業訓練の自己負担を軽くしていくというようなことで、職教育訓練給付制度の見直しに着手をしておると聞いております。求人が多いIT分野を中心に、国が助成する訓練講座の種類を今後5年間で約2倍に増やすといったような話もお伺いしておるところでございまして。

こういう中でまずお伺いしたいのは、本県が支出している職業訓練費の動向というのは、今どういった推移を保っておるかということをお伺いします。

第十産業人材育成センター所長

職業訓練に対する予算の動向ということでございまして、私ども、企業さん向けの訓練といたしまして、在職者訓練というのを平成21年から行っております。それで年によって増減がございまして、大体延べの事業者数で1,000社、従業員で1,500人ぐらいがその訓練を受けられております。予算的には大体横ばいに推移いたしております。

それと、離職者を対象にした訓練を実施いたしておりますけれども、離職者については民間の状況、景気の状態もございまして、最近では景気がよくなってきておりますので枠が若干減ってきております。以前は700人を大分超えておったんですけども、現時点では700人

ぐらいというところでございます。それで、就職につながりやすいということで、介護分野がそのうち約 300 人です。あと情報系が約 200 人、あと事務系が 140 人という内訳になっております。

元木委員

予算は横ばいで、離職者訓練については約 700 人ということで、最近枠が減っているというようなお話でございました。是非今の変革の時代でございますので、予算につきましては増額していただき、訓練内容を充実していただくということと共に、離職者訓練につきましても枠を広げるような努力を行政としても進めていただきたいと願っておる次第でございます。

こういう中で、自己負担を減らしていく方向で今国が進めているわけでございますけれども、本県の訓練にかかる自己負担の状況というのはどういった方向で進めていかれるのか。

第十産業人材育成センター所長

私どもが所管しておりますテクノスクールの訓練でございますが、在職者訓練及び離職者訓練とも無料でございます。

元木委員

それでは今後、この無料の訓練の内容の充実に向けて検討して、どういった分野に力点を置いて、どのように今後取り組んでいかれるのかという点を最後にお伺いしたいと思います。

第十産業人材育成センター所長

今後どういうふうな方向の訓練に取り組むかということでございますが、やはり受講者のアンケート等を聞きながら、ニーズの高い、例えば、今年度もございましたが情報系であれば、例えば J a v a 言語の講座を増やしてほしいとか、そういうふうな話もありました。講座の中味につきましては労働局、ポリテクセンターと同じような業務をやっておりますので、ポリテクセンター等々と協議しながらニーズの高いものを組み込んでいきたいと考えております。

元木委員

ありがとうございました。

それでは次に、とくしま障がい者雇用促進計画についても併せてお伺いをさせていただきたいと思っております。計画の目標では、民間、県、そして県教育委員会における障がい者雇用率の数値目標を設定されて、これにおける取組、職場訓練や就業生活支援などの職場定着に向けた取組を充実させていくというようなお話を頂きました。まず、この職場訓練の取組というのは、これまでどういった取組を行ってこられて、どう取り組んでいかれるのかという点について、ちょっと教えていただけたらと思っております。

谷口労働雇用戦略課長

職場訓練といいますのは、障がい者の方、いろんな面でハンデをお持ちでございます。それで、通常の場合でしたらハローワークで紹介を受けて、企業さんで面接をして、すぐに就職をするということなんですが、その紹介を受けて企業に行った際に、訓練期間として何日間か訓練をしていただきます。そこで見極めをしていただいて、この子なら大丈夫だとかいうようなことを見極めさせていただいて就職に至るところでございます。

元木委員

先般、報道でも大塚製薬でも障がい者雇用これから力を入れていくといった趣旨の報道もございまして、今後の障がい者雇用の更なる推進を期待しておりますところでございます。

先ほども委員からちょっとお話がございましたとおり、障がい者雇用、県も工賃アップですとか、そういった点をこれまでは力点を置いてやってきたところでございますけれども、それを補完する上でもトイレや階段、手すり等、障がい者の方々が働きやすい職場づくりに向けた取組というのも県も是非積極的に応援していただいて、障がい者に優しい徳島県づくりを推進していただきたいと思っている次第でございます。

これに関連して、雇用している人の割合ですとか、ほかの県が考えておられる数値目標以外でも新たな目標の設定も検討してはどうかなと考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

丸若委員長

小休します。(13時58分)

丸若委員長

再開します。(13時59分)

谷口労働雇用戦略課長

ただいま、雇用の割合について御質問を頂きました。本県の障がい者雇用の割合につきましては、この計画書の中にも記載をさせていただいておりますが、障がい者数、これはカウントですので、重度でありますとか短期の場合は0.5人という形で整理をさせていただいております。

それで、障がい者数トータルで1,488.5人という、ちょっと中途半端な数字になりますが、それだけの方が雇用されております。

それで、身体障がい者の場合は4種類に分かれております。重度の身体の方が287人、重度の短時間の方が29人、そして、重度以外の身体の方々388人、重度以外の身体障がい者である短時間という方々25人、非正規の方も4分類にさせていただいております。重度の知的障がい者の方が51人、重度の知的障がい者であるが短時間の方が12人、重度以外の知的障がい者の方が240人、そして、重度以外の知的障がい者である短時間の方が60人、そして、精神の方は二つに分かれておりまして、精神障がい者の方は77人、そして、その

精神の短時間の方が48人というような形になっております。

元木委員

ありがとうございました。重度と重度以外に分けてICTを活用して在宅勤務ができる業務の発掘と提供に努めていくというような方針も伺っているところでございます。私が地元で話を伺っておりますと、なかなか県が数値で目標を設定されたり、理念や計画をこういった形で作って、各職場さんにお配りをされても、なかなか現場がそこまでマンパワーが充実していないこともあって、ついていけないというか、現場特有の課題に直面したときに、なかなか解決できずに、この計画や理念と現場の実態とのギャップに苦しんでおられるといった趣旨のお話もお伺いしておるところでございます。是非そういった点にも配慮を頂いて、現場の悩みや不満をしっかりと受けとめていただいて、理念や計画を策定するに当たって、現場の実態とのギャップを埋める努力を進めるべきであると考えておるわけでございますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

谷口労働雇用戦略課長

私どももこちらの県庁内で仕事をしておりますと、そういう事業者の方、また、実際に障がいをお持ちで働いている方のこと、そういうのは十分にわかっているわけではございません。それで、私も含めまして担当者でそういう企業さんでありますとか、また実際に働いている方、また、そういうところを応援されている就業生活支援センター、通称なかぼつセンターと言っておりますが、そういうところのお話をお伺いして、本当にそれぞれのところが御苦労されているというのは十分に承知をいたしております。私どもの今回の目標設定と現場のほうとのかい離というお話でございますが、いろいろな形で周知啓発もさせていただいておりますし、なかぼつセンターなり、何よりも県全域でそういう障がい者雇用のネットワークの会議を設けましたが、それが県下の3圏域ごとにもまた設けていただきまして、南部、西部、東部はとりわけ企業さんが中心になりまして、大変熱心にそういうことに取り組んでいただいております。最後までちょっとできなかった西部なんです。前年度、そういうネットワークも構築していただいております。そういう中でその機運の醸成といいますか、法定雇用率があるからというのではなくて、働きたいという障がい者の方の能力が活かされるような、そういう社会を目指していきたいと考えております。

元木委員

ありがとうございました。是非数値にとらわれることなく、障がいの分野も多様化しております。例えば、発達障がいでもかなり皆さんの認識も進んで、昔とまた違う見方でそういった方々の能力を有効に活かしていただくといった取組も福祉のほうでも進めていただいております。是非、商工労働観光部におきましても、今の時代の流れを受けて社員研修の充実ですとか、あるいは人材の育成、マンパワーの更なる拡充等に取り組んでいただいて、本県ならではの障がい者雇用の実現に向けて取り組んでいただきたいということを要望して、終わらせていただきます。

山西副委員長

先ほど来議論がされておりますが、とくしま障がい者雇用促進行動計画(第4期)の案について、私は大きい角度から、少しだけ申し上げたいと思いますが、この度は目標設定がされておりますが、この目標の数字に至った経緯について、まずお尋ねをいたします。

谷口労働雇用戦略課長

従業員を50人以上を雇用されている事業主には、毎年6月1日時点での障がい者の雇用状況をハローワークに報告するという義務がございます。今回、第3期の計画が終了するというところで、ちょうど県の行動計画との中間、2年間に過ぎたところになります。

それと、もう一つは精神の障がい者が平成30年度から法定雇用率に算入されるということがございます。それで、そういう機を捉えまして新たな算定をいたしました。この新たな算定につきましては、直近の平成27年6月1日のデータについて、前年から新たに、新規に雇用された障害者数、これは20.5人なのでございますが、これが平成30年度までに同じように増加したと仮定をいたしました。そして、法定雇用率には精神障がい者の方は算入されていませんが、この2.04%という徳島県の実雇用率には精神の方も算入されているということで、この2.04%、障がい者の方の人数にすると1,488.5人、これに新たに雇用される人を上積みしていきまして計算をして、ちょっとややこしくなって済みません。少し粗い計算になりますが、結果として2.13%になりました。

それで、先ほど少し御説明もさせていただきましたいろんな機運の醸成等々、また意欲的な取組、そしてまた障がい者の方の生のお声とかいうことをお聞きする中で、障がい者の方が働く場というものを、まずはしっかりと確保していこうと、全国トップクラスに入っていこうということで、そこのところの数字を切り上げさせていただきまして2.20%とさせていただきます。

山西副委員長

非常に高い目標を掲げておられることでもございまして、大変歓迎すべき数字だというふうに思っておりますが、ただ、看板倒れに終わってはなりません。やっぱり目標を掲げたらしっかりと達成をしなければならない。そこで、改めてこの高い目標をしっかりと達成するんだという担当課長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

谷口労働雇用戦略課長

少し0.07%、計算上の話ですが、それよりも高い率を設定させていただきました。先ほど来、私どももお話させていただいておりますように、障がい者の方またはその保護者の方のいろんなお話を聞きます。先日は、お父さんとお子さんの御家庭で、そのお父さんが、自分の生きている間はこの子の面倒を見られるが、自分が亡くなるとどうなるかわからない。だから、しっかりとしたところに就職をさせたいというお話をお伺いしました。

また、別のお母さんからは、みなと高等学園を出て、子供さんが自分の天職のような仕事についたと。天職を見つけたということで、指定管理なんですけど、施設の外回りのお仕

事についてと。しかしながら、お母さんとしては指定管理でございますので、3年とか5年とかで交代すると。喜びながらもやはりそういう不安を抱えておられるというようなお話をいろいろ聞きました。

それで、私どもとしましては、事業者の方、またそれを支援する、先ほど略称しております、なかぼつセンターと言っております就業生活支援センター、そういうところの御協力、ここらも十分承知しながら、この2.20%というところの数字を是非とも達成していきたい。しっかりと雇用の場というのを確保し、その次の段階、並行しながらということになります。長尾委員さんからも言われました職場環境だけではなく、今度は処遇のほう、賃金を含む処遇の環境のほうを並行しながらしっかりとよくしていきたいと考えているところでございます。この数字、しっかりと達成できるように頑張っていきたいと考えております。

山西副委員長

是非期待を申し上げておきたいと思えます。

それから、働く若者のための仕事応援相談室というのがこの11月に設置をされたということをお聞きしております。大変離職が多いわけでございます。とりわけ若者に対するこういった相談室、窓口が設けられるということには、私も大変心強く思っております。この仕事応援相談室の設置に至った目的、趣旨についてまずお尋ねをしたい。

谷口労働雇用戦略課長

大学生が卒業いたしましたして、就職して3年以内に離職する率と申しますのが、全国平均で30%になります。徳島県はそれよりも少し高い率とはお聞きしておりますが、若者が早く離職するという事は、御本人にとってのキャリアについてもロスになります。また、会社としても人材育成に、初期のやはり投資をしっかりとしますので、その分が無駄になってしまうということがございます。それで、この11月から仕事上の悩み、会社でもそれぞれ悩みの相談室みたいな、悩み相談をすとか、メンターとかいろんな制度を設けておられるとは思いますが、それを外部に、仕事上の悩みを抱えていたり、離職を考えている若者を対象に相談を受ける、働く若者のための仕事相談室を公益社団法人の徳島県労働者福祉協議会に委託をいたしまして、若者の早期離職を防止したいということで開設したところでございます。

山西副委員長

それでは、相談日、それから相談員の体制ですね、こういった状況になっているのか、そのあたり、もう少し実績についてお伺いしたいと思います。

谷口労働雇用戦略課長

相談員は女性が1名でございます。この方は、キャリアコンサルティングの専門家でございます。徳島大学で教べんをとった経験もある方でございます。

それで、毎月第1と第3金曜日の午後6時から9時まで開設いたしまして、インター

ネットでの予約としております。1 日当たり 3 時間でございますので、各 1 時間で 3 コマ、3 人の相談を実施いたしております。

反響といいますか、現在のところ、次回が 12 月 16 日でございますが、その 3 コマも埋まっているということで、これまでも全てのコマ数が埋まっているということで、非常に好評であるというふうにお聞きしております。

山西副委員長

大変相談者も多いと、それで予約が埋まっている状況だということでございまして、大変ニーズが高いのかなと思っております。

今後、更にこの事業を PR してもらいたいと思いますが、そのためにもやっぱり受け入れ体制を充実する必要があるというふうに思います。相談員の確保とか、相談日の拡充には当然予算も伴ってこようかと思っております。この事業について、今後の方向性についてお尋ねをしたいと思います。

谷口労働雇用戦略課長

現在、相談員が 1 名でございまして、また、予算の枠内で現在年度内の計画を立てて事業を執行しているところでございます。今後に向けましては、現在の相談員の方、大変レベルの高い方でございまして、なおかつ大変熱心にお取組をさせていただいております。ですので、そういう相談員さんの適任の方を発掘する、急に養成できるようなものでもございませんので、そういう方を一つは発掘したいというのが一つの思いでございます。

それと、また非常に好評でございますので、その相談のコマ数についても増やしていけたらと考えております。

山西副委員長

是非よろしくお願いたしたいと思っております。

それから、4 K についてお尋ねいたします。先般、神山で行われた 4 K 映画祭授賞式にお邪魔をさせていただきまして、全国から映像業界の方々が神山を訪れていただいております。大変意義深い取組だなというふうに感じました。そこで、今回の 4 K 徳島映画祭の概要あるいは特色についてまずお尋ねをしたいと思います。

山川企業支援課長

ただいま副委員長のほうから 4 K 徳島映画祭について御質問を頂きました。

今回の 4 K 徳島映画祭につきましては、次世代放送サービスになります 4 K、その先進県徳島として国内外へ発信し、関連企業やクリエイターの集積につなげるため、昨年度 1 回目で今年度は 2 回目ということで、実施したところでございます。11 月 25 日から 27 日、3 日目実施いたしました。

柱としましては、まず 4 K 作品を募集しまして、その上映、応募が 105 作品あったんですが、その中で最終選考に残った 20 作品を、最終的に授賞式を行ってレセプションを行うという、これが一つのイベント。それから、別のコンプレックスという会場のほうで専門

的なセミナーや関連の機器展示というのを行いました。それから、4K劇場商店街と銘打ちまして、寄井地区、寄井商店街に50店舗ほどの地元のお店さんが出店されまして、阿波おどりなどを通じてお祭り雰囲気の中、今回4K映画祭というのを開催させていただき、3日間で約3,400人を集客し、地域のにぎわいと4K先進県徳島というのを発信できたのではないかと考えております。

山西副委員長

ちょっと初歩的なことをお伺いいたしますが、なぜこの事業が神山で行われるようになったのか、その狙いとか背景についてお伺いします。

山川企業支援課長

どうして神山町において4K映画祭がという御質問を頂きました。

この映画祭につきましては、まず本県の持つすぐれた光ブロードバンド環境ということで、田舎の豊かな自然環境の中で東京とかそういう都会と同じような仕事ができるという、本県の光ブロードバンド環境ならではのコンセプトのもと、平成24年度から本県にITや映像、それからソフトウェア企業のサテライトオフィスの集積が進んでおりまして、先ほどありましたが、現在神山町に16社集積しております。特に神山町におきましては、4K関連企業が集積しておりまして、これらの企業が中心となって幅広い企業、人的ネットワークを生かしての4Kを切り口として地域起こし、産業振興という機運が高まりまして、平成25年度から実証実験的に始まり、昨年度、今年度と4K徳島映画祭として事業を発展させてきたところでございます。

山西副委員長

こうした映画祭の開催地であるという強みを生かすと。それからまた、4Kの先進地であるという強みを生かして、本県の若い人材が映画製作やクリエイターなどを目指していけるというような環境を整えることも必要であると思っておりますが、そのあたりの今後の人材育成の取組についてお伺いをいたします。

山川企業支援課長

人材育成について御質問を頂きました。

今おっしゃったとおり、4K企業に代表されるクリエイティブ関連産業の集積が進んでおりまして、そういう関連企業、それからその人材というかその社員さん、社長さんと、そういった人脈がございます。現在も例えば大学や4K事業者と連携しまして県内企業のビジネス展開につなげるためにデジタルコンテンツのビジネス入門セミナー、それからウェブデザインのワークショップ、さらには県民の機運の醸成のためのデジタルクリエイター人材発掘セミナーを「マチ★アソビ」のときに一緒に開催したり、それからアニメーター、クリエイティブプログラマーの養成講座や合宿にも取り組んでいるところでございます。今、副委員長のほうから御提案がございましたので、今後はもっともっと若い人材にも関心を持ってもらえるよう、PRに工夫をこらして気軽に参加していただける形

でレベル上げ，それから開催時期なども考慮して，より講座の充実に努めますと共に，県内の大学等でそういった講座の必須化といいますか，起業力を養うようなものも取り入れていただけるよう，今後は検討してまいりたいと考えています。

山西副委員長

よくわかりました。

最後に，4K映画祭をどういう目的で，そして今後どういう方向で進めていかれるのか，課長の決意も込めて最後にまとめていただきたいと思います。

山川企業支援課長

今後どういう方向で4K映画祭を生かしていくのか，進めていくのかという御質問を頂いたところでございます。

そもそも2020年のオリンピック，パラリンピックの競技大会，こちらでは私たち国民ほとんどが視聴者が4Kテレビでオリンピックを見るんじゃないかと言われておりまして，政府も2020年に普及率50%というのを目指してインフラ整備を進めていくものと思われま。そうした中で，本県は全国に先駆けていち早く4K企業の集積を進めておりまして，既に，例えば東京や大阪の企業誘致フォーラムでも4K映像を使い，例えば海外においてもミラノ万博やシンガポールと，そういった販路開拓の際にも4K映像を使って本県の観光情報の発信や産業文化などの発信をさせていただいているところでございます。今後ともこうした活動に一層磨きをかけまして，他の追随を許さないといいますか，4K先進県徳島としてこれを武器に観光誘客，それから人材育成，産業振興に一層努めてまいりたいと考えています。

山西副委員長

期待をしながら質問を終わりたいと思います。どうぞ今後ともお願いいたします。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました商工労働観光部関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって 商工労働観光部関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正・副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時21分）